いわて労働ＮＥＷＳ

第１５号
【令和３年３月発行】

―― 「岩手で働く」を実現するための情報誌 ――

【目次】

1 新型コロナウイルス感染症について・・・1
2 セミナー、イベント情報・・・15
3 労働関係法令等の改正・・・17
4 国の取り組みのお知らせ・・・31
5 各種助成金のお知らせ・・・33
6 その他・・・39

GOOD JOB, IWATE!
MANY GOOD JOBS.

1 新型コロナウイルス感染症について

各種支援について

1 職場における感染症対策の５つのポイントを確認しましょう。

事業者の皆さま、労働者の皆さまへ

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため
～取組の５つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す**～取組の５つのポイント～**が実施できているか確認しましょう。
- **～取組の５つのポイント～**は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、**「職場における感染防止対策の実践例」**を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため**「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」**を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された**「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」**にご相談ください。

～取組の５つのポイント～

① すべての確認事項に☑が**つかない場合**
・ 次ページ以降に掲載された**「職場における感染防止対策の実践例」**などを参考に職場での対応を検討の上、実施してください。

② すべての確認事項に☑が**ついた場合**
・ 厚生労働省ホームページに掲載された**「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」**などを活用して、引き続き、職場の実態に即した対策を労使で検討してください。

実施できていれば☑	取組の５つのポイント
☐	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
☐	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
☐	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
☐	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『５つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
☐	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

厚生労働省　都道府県労働局・労働基準監督署　R3. 2

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

リーフレットは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。

職場における感染防止対策の実践例

○　体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）

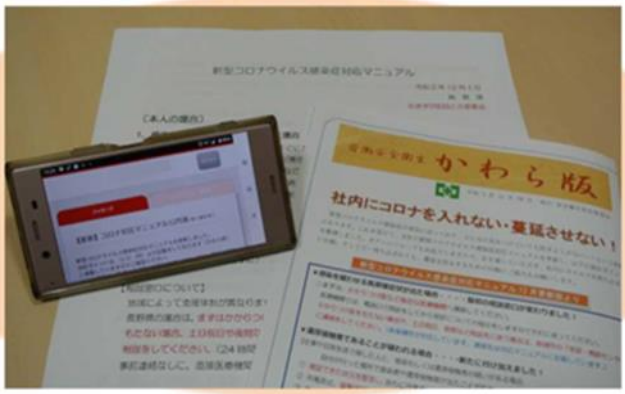

- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。

[手順]
①感染リスクのある社員の自宅待機
②濃厚接触者の把握
③消毒
④関係先への通知など

手順全文は
（独）労働者健康安全機構
長野産業保健総合支援
センターホームページから
ダウンロード可能です。

サーマルシステムの導入（社会福祉法人）

- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。

○　密とならない工夫

ＩＴを活用した対策（建設業）

- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。３密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

ＩＴを活用した説明会の開催（その他の事業）

- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

○　感染リスクが高まる「５つの場面」を避ける取り組み

※　職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）

- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

社員食堂での対策（製造業）

- 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
- また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

○　感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）

- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

複数人が触る箇所の消毒（製造業）

- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

○　その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）

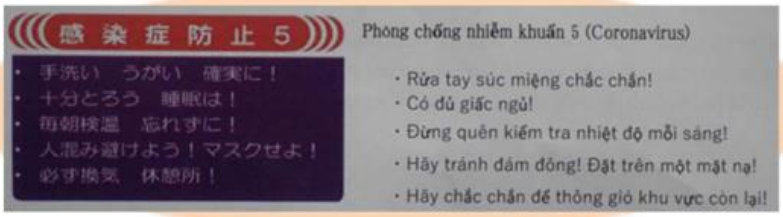

- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項目	確認
1 感染予防のための体制	
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
・労働者が感染予防の行動を取るように指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策	
（1）事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」	
・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
（2）感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い	
・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを求めている。	はい・いいえ
・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
・机座椅、屋内にいるときや会話をするときに、皮膚がかくれるマスクの着用を求めている。	

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。

職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間　平日（月～金曜日）　午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら
＜学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター＞　０１２０－６０－３９９９

「在籍型出向」により労働者の雇用維持に取り組む事業主の皆さま／「在籍型出向」により人材を活用したい事業主の皆さまへ

「産業雇用安定助成金」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する「産業雇用安定助成金」を創設**しました。

助成金の対象となる「出向」

■**対象：**雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象。

■**前提：**雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提。

[その他要件]

・出向元と出向先が、親会社と子会社の間の出向でないことや代表取締役が同一人物である企業間の出向でないことなど、資本的・経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること

・出向先で別の人を離職させるなど、玉突き出向を行っていないこと　　などの要件があります。

対象事業主

① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主**（出向元事業主）**

② 当該労働者を受け入れる事業主**（出向先事業主）**

助成率・助成額

○出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**します。

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	**9/10**	**3/4**
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	**4/5**	**2/3**
上限額（出向元・先の計）	**12,000円／日**	

○出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの**出向の成立に要する措置を行った場合に助成**します。

	出向元	出向先
助成額	各10万円／1人当たり（定額）	
加算額（※）	各5万円／1人当たり（定額）	

※出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。

※助成金の相談・申請先は都道府県労働局またはハローワークです。（公財）産業雇用安定センターではありませんのでご留意ください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL030205企01

助成対象となる経費

■出向開始日が令和３年１月１日以降の場合、
出向開始日以降の出向運営経費および１月１日以降の出向初期経費が助成対象となります。
■出向開始日が令和３年１月１日より前の場合、
１月１日以降の出向運営経費のみ助成対象となります。

受給までの流れ

出向元事業主と出向先事業主との**契約**※1
労働組合などとの**協定**
出向予定者の**同意**

※1　出向元事業主と出向先事業主との間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。

▽

出向計画届提出・要件の確認※2

※2　**出向元事業主と出向先事業主が共同事業主として出向計画届を作成**し、出向開始日の前日（可能であれば２週間前）までに**都道府県労働局またはハローワークへ**提出してください。（**手続きは出向元事業主**が行います）

▽

出向の実施

※3　1か月以上6か月以下の任意で設定した期間（月単位）ごとに出向元事業主と出向先事業主が共同事業主として支給申請書を作成し、**都道府県労働局またはハローワークへ**提出してください。（**手続きは出向元事業主**が行います）

▽

支給申請※3・助成金受給※4

※4　支給申請書に基づき、出向元事業主・出向先事業主それぞれに助成金を支給します。

参考：助成額比較(イメージ)

⚠ 一度の出向で、雇用調整助成金（出向）による出向元への助成措置にも該当する場合があり得ます。この場合には**いずれか一方の助成金のみ**が申請可能です。

例えば、次の条件の場合、以下のような助成額になります。

- 出向期間中の賃金日額と出向元での直近の賃金日額のいずれか低い方の額 **9,000円**
- 出向期間中の出向運営経費
  - 出向元賃金負担 **3,600円**、出向先賃金負担 **5,400円**、
  - 出向先で教育訓練および労務管理に関する調整経費など **3,000円**

※ 出向元・先ともに中小企業事業主
※ 出向元事業主が労働者の解雇などを行っていない
※ 実際に支払われる助成額は、端数処理などにより異なる場合があります。

■産業雇用安定助成金

出向運営経費（出向元賃金負担）3,600円		出向運営経費 8,400円（出向先賃金負担 5,400円、教育訓練および労務管理に関する調整経費など 3,000円）	
産業雇用安定助成金 9/10 3,240円	実質負担 1/10 360円	産業雇用安定助成金 9/10 7,560円	実質負担 1/10 840円

※上記に加え、初回支給時に出向元・先双方に**各10万円**（一定の要件を満たす場合は**5万円加算**）を助成（出向初期経費）

■（参考）雇用調整助成金の場合

出向運営経費（出向元賃金負担）3,600円		出向運営経費 8,400円（出向先賃金負担 5,400円、教育訓練および労務管理に関する調整経費など 3,000円）
雇用調整助成金 2/3 2,400円	実質負担 1/3 1,200円	実質負担 10/10 8,400円

助成金を受けるにあたっての支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもございますので、詳しくは「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認ください。

（公財）産業雇用安定センターでは「出向」を活用して従業員の雇用を守る企業を無料で支援しています！

（公財）産業雇用安定センターでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に雇用過剰となった企業が、従業員の雇用を守るため、人手不足などの企業との間で「出向」を活用しようとする場合に、**双方の企業に対して出向のマッチングを無料で行っています。**

感染症の影響で従業員の仕事がない。雇用を維持するために一時的に他社で働いてほしい。

人手不足が感染症の影響で加速している。人員の確保が急務。

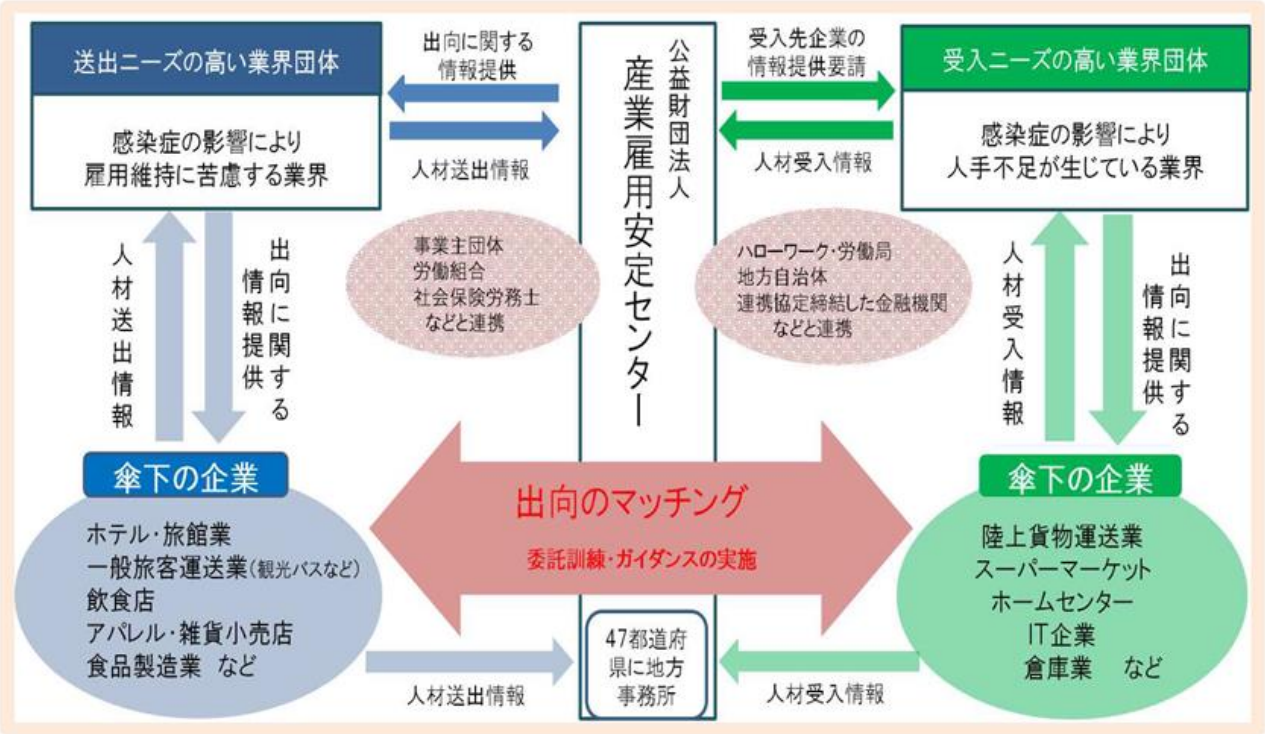

お問い合わせ先

全国47都道府県の県庁所在地に産業雇用安定センターの事務所があり、
無料で企業からのご相談を承っています。

（公財）産業雇用安定センターとは

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。設立以来、21万件以上の出向・移籍の成立実績があります。

（産業雇用安定センターホームページ）

感染症の影響を受けた企業の出向を活用した雇用維持の具体例

事例1：旅客自動車運送業　→　貨物自動車運送業

観光バス会社（送出企業）

訪日外国人旅行客を専門としているが、観光バスが運行できない状況。**バス運転手**を解雇してしまうとコロナ後に新たに確保しようとしても難しいことは明らかなので、**出向を活用して雇用維持を図りたい**。

<企業規模：29人以下>

出向期間5か月
出向労働者2名

精密部品運送会社（受入企業）

精密部品を専門として輸送しているが、**運転手が慢性的に不足**しており充足できていない。観光バスの運転手であれば、精密部品輸送に求められる**丁寧かつ繊細な運転が期待**できるので出向として受け入れたい。

<企業規模： 29人以下>

事例2：旅館・ホテル業　→　食肉加工・販売・飲食業

リゾートホテル（送出企業）

インバウンドの減少により宿泊客が大きく減少しており雇用過剰の状況。これを機に**レストラン部門の調理人**を**新たな分野での技術習得など人材育成ができるような形で出向させたい**。

<企業規模： 100人～299人>

出向期間6か月
出向労働者2名

レストラン（受入企業）

食肉加工の直営レストランを経営している。**調理人を**正社員として**採用したい**と考えていたが、産業雇用安定センターの勧めもあり、**同じ地域の企業のお役に立つ**ことを意図して出向受入に切り替えることとした。

<企業規模： 30人～49人>

事例3：航空運送業　→　卸・小売業

航空運送業（送出企業）

コロナの影響で航空旅客取扱量が大きく減少しており、雇用過剰となっている。**社員の丁寧な接客姿勢が活かせるような出向先を確保**して**雇用を維持したい**。

<企業規模：１万人以上>

出向期間6か月
出向労働者14名

卸・小売業（受入企業）

新規出店を計画しているものの、新規採用による人員確保ができていない。社会貢献の意図も含めて、**店舗での販売員として出向で受け入れ**たい。当社の社員にも良い影響が生じることを期待している。

<企業規模： 5,000～9,999人>

各地域でも出向支援の取り組みが始まっています（一例）

都道府県	概要	関係機関
千葉県	ちばの魅力ある職場づくり公労使会議において、「一時的に雇用過剰となった労働者の雇用を守るため、人手不足などの企業間との雇用シェアなど、支援に関する情報を広く発信する」ことなどを含む公労使共同宣言を採択し、オール千葉で取り組むことを県内に発信	ちばの魅力ある職場づくり公労使会議
愛知県 岐阜県 三重県	人材を送り出したい企業と受け入れたい企業双方のニーズを把握する意向確認調査において人材マッチングの仕組みを利用したいと回答した企業に対して、産業雇用安定センター3事務所（愛知、岐阜、三重）及び中部産業連盟のコーディネーターがヒアリングした上で、企業間の人材マッチングを実施	中部経済産業局、産業雇用安定センター、中部産業連盟、労働局、県、経済団体、金融機関　など
佐賀県	県、産業雇用安定センターおよび労働局が締結した「失業なき労働移動のための連携協定」に基づき、セミナーなどによる情報発信、産業雇用安定センターと連携したハローワークでの相談窓口の開設、アンケートによる出向ニーズの把握などを実施	産業雇用安定センター、労働局、県

厚生労働省ホームページに在籍型出向支援策をまとめた専用ページを開設しました！

・具体的な出向事例や必要な準備事項、就業規則・出向契約書の雛形、留意点など、在籍型出向のイロハが分かる「在籍型出向“基本がわかる”ハンドブック」
・各地域で独自に実施している送り出し希望企業や受け入れ希望企業の募集に関するサイト案内

などを順次掲載していきますので、あわせてご活用ください。

（厚生労働省ホームページ）

（事業主の方へ）

新型コロナウイルス感染症に係る 雇用調整助成金の特例措置を延長します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、**労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合**に、休業手当相当額等を助成するものです。

延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和３年２月２８日**までを期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、この特例措置を

緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末

まで延長いたします。

（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県について、令和3年3月7日までとする緊急事態宣言を実施）

注意点など

○ 休業･教育訓練の場合の助成率
- ･中小企業　：　4/5（解雇等を行っていない場合は10/10）
- ･大企業　：　2/3（解雇等を行っていない場合は3/4）（※１）

（※１）緊急事態宣言対象区域の知事の要請を受けて営業時間の短縮、収容率・人数上限の制限、飲食物の提供を控えることに協力する飲食店等又は生産指標（売上等）が前年又は前々年同期と比べ３か月の平均値で30%以上減少した全国の大企業に関しては、緊急事態宣言対応特例として、**助成率を4/5（解雇等を行っていない場合は10/10）に引き上げます。**

○学生アルバイト･パート労働者（※２）も対象（※３）

（※２）週の所定労働時間が20時間未満の労働者

（※３）「緊急雇用安定助成金」として支給しています。

○緊急事態宣言が全国で解除された月の翌々月以降の対応については、雇用情勢等を総合的に考慮し改めて判断することとしています。

お問合せ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
0120-60-3999　受付時間　9：00～21：00　土日・祝日含む

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP

LL030208企01

事業主・労働者の皆さまへ

『新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金』は シフト制の方や短時間休業なども対象となります！

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。短時間勤務、シフトの日数減少なども対象になります。

給付金額の算定

給付金額は、以下の式で算定します。

休業前の１日当たり平均賃金 × 80% × （各月の日数（30日又は31日） － 就労した日数 労働者の事情で休んだ日数）

① １日当たり支給額（11,000円が上限）

② 休業実績

・１日８時間から３時間の勤務になるなど、**時短営業などで勤務時間が減少した場合でも、１日４時間未満の就労であれば、1/2日休業したものとして対象**となります。
・週５回から週３回の勤務になるなど、**月の一部分の休業も対象**となります。
（就労した日などを休業実績から除いた上で対象となります。）

支給対象

主に以下の条件に当てはまる方に休業前賃金の８割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給します。**なお、事業主負担はありません。**

① 令和２年４月１日～緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までに、**新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させた**中小事業主に雇用される労働者
② その休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない方

いわゆる**日々雇用やシフト制の方も、実態として更新が常態化しているようなケースにおいて、申請対象月において、事業主が休業させたことについて労使の認識が一致した上で支給要件確認書を作成※すれば、支援金・給付金の対象**となります。

※ 以下のケースであれば休業の事実が確認できない場合であっても対象となる休業として取り扱います。
① **労働条件通知書に「週○日勤務」などの具体的な勤務日の記載がある、申請対象月のシフト表が出ているといった場合であって、**事業主に対して、その内容に誤りがないことが確認できるケース
② 休業開始月前の**給与明細などにより、６か月以上の間、原則として月４日以上の勤務がある事実が確認可能で、かつ、事業主に対して、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ申請対象月において同様の勤務を続けさせていた意向が確認できる**ケース（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響以外に休業に至った事情がある場合はこの限りではありません。）

お問い合わせは

■**厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HP**
https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html（右記QRコード①）

■**総合労働相談コーナー**
休業支援金の申請に関連して、職場のトラブルなどがあれば、ご相談ください。
https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html（右記QRコード②）

■**お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ**
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
電話 0120-221-276　月～金 8：30～20：00 / 土日祝 8：30～17：15

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL030208保01

5 休暇取得支援助成金をご活用ください。

厚生労働省　都道府県労働局

助成金の対象期間を延長しました。
（令和2年12月28日改正）

＼事業主の皆さまへ／

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による 休暇取得支援助成金をご活用ください

▶▶助成金の対象　詳細は裏面をご参照ください

❶～❸の全ての条件を満たす事業主が対象です。

✓ **令和２年５月７日から令和３年３月31日までの間に**

❶ **新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として**、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた**妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度**(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の**６割以上**が支払われるものに限る)を整備し、

❷ 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて**労働者に周知**した事業主であって、

❸ 当該**休暇を合計して５日以上取得**させた事業主

▶▶助成内容

対象労働者１人当たり　**有給休暇計５日以上20日未満：25万円**　＊1事業所当たり20人まで
以降20日ごとに15万円加算（上限額：100万円）

▶▶申請期間

令和２年６月15日から令和３年５月３１日まで
＊雇用保険被保険者の方用と、雇用保険被保険者以外の方用の２種類の様式があります。
＊事業所単位ごとの申請です。

事業主の皆さまには、この助成金も活用しつつ、
妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりに努め、積極的な配慮をお願いします。

支給要件の詳細や具体的な手続、支給申請書のダウンロードはこちらから
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）に
本助成金及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の相談・申請窓口を設置しています
受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）
相談・申請窓口URL：https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index_00004.html

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東　京	03-6893-1100	滋　賀	077-523-1190	香　川	087-811-8924
青　森	017-734-4211	神奈川	045-211-7357	京　都	075-241-0504	愛　媛	089-935-5222
岩　手	019-604-3010	新　潟	025-288-3511	大　阪	06-6941-4630	高　知	088-885-6041
宮　城	022-299-8844	富　山	076-432-2728	兵　庫	078-367-0700	福　岡	092-411-4717
秋　田	018-862-6684	石　川	076-265-4429	奈　良	0742-32-0210	佐　賀	0952-32-7218
山　形	023-624-8228	福　井	0776-22-0221	和歌山	073-488-1170	長　崎	095-801-0050
福　島	024-536-4609	山　梨	055-225-2851	鳥　取	0857-29-1701	熊　本	096-352-3865
茨　城	029-277-8295	長　野	026-223-0551	島　根	0852-20-7007	大　分	097-532-4025
栃　木	028-633-2795	岐　阜	058-245-1550	岡　山	086-224-7639	宮　崎	0985-38-8821
群　馬	027-896-4739	静　岡	054-254-6320	広　島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼　玉	048-600-6210	愛　知	052-857-0312	山　口	083-995-0390	沖　縄	098-868-4403
千　葉	043-306-1860	三　重	059-261-2978	徳　島	088-652-2718		

詐欺にご注意ください。国や都道府県労働局から、助成金の相談について電話等で勧誘することはありません。
また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話等で問い合わせることはありません。

厚生労働省　都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

▶対象となる労働者

○新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、
医師または助産師の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者

＜新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置とは＞
妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業などにおける新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、医師や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主に、休業など必要な措置を講じることを義務付ける措置。適用期間は、令和２年５月７日から令和４年１月31日まで。
https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000628247.pdf

▶対象となる有給の休暇制度

○就業規則における規定の有無、既存の特別休暇の活用
休暇制度の就業規則への規定はこの助成金の要件ではありません。
既存の特別休暇の対象に含まれることを明示して、労働者に周知することでも対象となります。
＊ただし、常時10人以上の労働者を使用している事業主が、新たな休暇制度を設けた場合は、労働基準法に基づき、遅滞なく就業規則を変更し、所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。

○制度の周知方法
有給の休暇制度と**新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容**について、
全ての労働者がその内容を知ることができるよう、適切な方法により周知を行うことが必要です。
（例）・事業所の見やすい場所に制度の内容を掲示する　・制度の内容を記載した書面を労働者へ交付する
・電子メールを利用して労働者に制度の内容を送信する　など

○休暇制度の整備及び周知の時期
令和３年３月31日までに制度整備と周知が必要です。**制度整備と周知が労働者の休暇取得後であっても対象**となります。

○欠勤などを、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更した場合の扱い
対象となります。ただし、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更することについて労働者本人に説明し、同意を得ることが必要です。

▶支給額

○連続して休暇を取得していない場合の支給額
連続して休暇を取得していない場合も、令和２年５月７日から令和３年３月31日までの合計の休暇取得日数に応じて支給額が決定されます。

○同一の労働者について複数回の申請をした場合
２回目以降の申請では、その申請時点での合計の休暇取得日数に応じて支給すべき金額と前回までの申請で支給された金額の差額があれば、差額を支給します。

▶支給申請の流れ

「❶制度整備」「❷社内周知」は、「❸休暇付与」後であっても、対象となります。

令和2年12月作成

事業主・労働者の皆さまへ

厚生労働省・都道府県労働局

小学校休業等対応助成金の活用方法と相談窓口のご案内

令和２年10月１日から令和３年３月31日までの間に、**新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者**に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！　＊詳細は裏面をご参照ください

活用方法・申請期限

（注）取得した休暇の期間によって、下記のとおり申請期限が異なります！

- **令和２年10月１日から12月31日**までの休暇に関する**申請期限は令和３年３月31日**です。
- **令和３年１月１日から３月31日**までの休暇に関する**申請期限は令和３年６月30日**です。
- 助成内容は**特別休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10／10**(※)です。
  ※　日額上限：15,000円
- この助成金は、**既に欠勤や年次有給休暇の取得として処理**された分についても、事後的に特別休暇に**振り替えた場合は対象**になります。
  令和２年２月27日から９月30日までの休暇に関する申請受付は原則として令和２年12月28日で終了しています。ただし、次のⅠ、Ⅱや天災等のやむを得ない理由があると認められる場合は申請期限を超過して申請することが可能です。詳細はホームページをご覧ください。
  Ⅰ.労働者からの労働局の特別相談窓口への「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」等のご相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合
  Ⅱ.労働者が労働局の特別相談窓口へ相談し、労働局から助言等を受けて、労働者自らが事業主に働きかけ、事業主が申請を行う場合

➡ 事業主の皆さまには、この助成金を活用して**有給の特別休暇制度を設けて**いただき、**保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境**を整えていただくとともに、**過去に欠勤等で処理した分**についても、**特別休暇に振り替えて**本助成金をご活用いただけるよう、ご検討をお願いします。

労働者の皆様へ：相談窓口のご案内

・都道府県労働局『**小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口**』では、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等の労働者の方からのご相談内容に応じて、**企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ**を行っています。**【ご相談は裏面の相談窓口一覧まで】**

事業主の皆様へ：申請手続き及び申請に係る相談窓口のご案内

・申請手続き、助成金の**支給要件等の詳細**について、下記の**コールセンター**でご相談に対応しています。助成金の**申請書類は、下記の「受付センター」まで郵送**をお願いします。
・また、労働者の方からのご相談を受けて、都道府県労働局で事業主に助成金の活用の働きかけを行う場合、**申請書類の作成支援も全面的に行います**。

①**【コールセンター】**　申請方法等のお問い合わせは、下記のフリーダイヤルまで
（フリーダイヤル）**0120-60-3999**　受付時間：９：00～21：00 土日・祝日含む

②**【受付センター】**　申請書の提出先は、こちらです。
〒１３７－８６９１　新東京郵便局　私書箱１３２号　学校等休業助成金・支援金受付センター
※郵送先は厚生労働省・都道府県労働局ではありません。
必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。

③【都道府県労働局『**小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口**』】裏面参照

主な支給要件

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

「臨時休業等」とは

・**新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼**があった場合が対象となります。
なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です

※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

「小学校等」とは

・**小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校**（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、**特別支援学校**（全ての部）　※障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。

・**放課後児童クラブ、放課後等デイサービス**

・**幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など**

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

・ **新型コロナウイルスに感染した**子ども

・ **新型コロナウィルスに感染したおそれのある**子ども(発熱などの風邪症状、濃厚接触者) 等

※　学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

③対象となる保護者

・**親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）**であって、**子どもを現に監護**する者が対象となります。

その他の支給要件や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。
申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

新型コロナ 休暇支援　検 索

小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口（令和３年３月31日まで）

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東 京	03-6867-0211	滋 賀	077-522-6648	香 川	087-811-8924
青 森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京 都	075-241-0504	愛 媛	089-935-5222
岩 手	019-604-3010	新 潟	025-288-3501	大 阪	06-7660-0072 06-6949-6494	高 知	088-885-6041
宮 城	022-299-8834 022-299-8844	富 山	076-432-2740	兵 庫	078-367-0850	福 岡	092-411-4764
秋 田	018-862-6684	石 川	076-265-4429	奈 良	0742-32-0210	佐 賀	0952-32-7218
山 形	023-624-8228	福 井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長 崎	095-801-0050
福 島	024-536-2777	山 梨	055-225-2851	鳥 取	0857-29-1701	熊 本	096-352-3865
茨 城	029-277-8295	長 野	026-223-0551	島 根	0852-20-7007	大 分	097-532-4025
栃 木	028-633-2795	岐 阜	058-245-8124	岡 山	086-224-7639	宮 崎	0985-38-8821
群 馬	027-896-4739	静 岡	054-252-1212	広 島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼 玉	048-600-6210	愛 知	052-857-0313	山 口	083-995-0390	沖 縄	098-868-4380
千 葉	043-306-1860	三 重	059-226-2110	徳 島	088-652-2718		

受付時間　8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

厚生労働省　都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

令和３年１月作成

2 セミナー、イベント情報

近々開催されるセミナー、イベント情報をご紹介します！

1 岩手県労働委員会委員による出前講座のお知らせ

岩手県労働委員会では、県内の労働者団体、使用者団体を対象に、より良い労使関係を築くための知識や労働委員会の紛争解決制度などを解説する出前講座を実施しています。

経験豊富な岩手県労働委員会の委員が講師となり、労働委員会で実際に発生した事例等を交えながら、労使関係で留意すべき点などについてお話します。

会議や研修会等に、ぜひ御利用ください。

出前講座の概要　※詳細はお問い合わせください	
講師	県労働委員会の委員
対象	県内の労働者団体・使用者団体の会議や研修会など
日程等	できる限り御希望に沿うように調整しますので、希望日及び時間を御相談ください。
経費	講師派遣に要する費用は、県労働委員会が負担します。 （講演料、旅費は不要です。）
申込方法	開催予定日のおおむね2か月前までに、県労働委員会事務局に申込みください。

お申込み・問い合わせ先

岩手県労働委員会事務局　電話　019-629-6277
盛岡市中央通1-7-25(朝日生命盛岡中央通ビル3階)

ホームページ　岩手県労働委員会　検索

2 職場のトラブルで悩んでいませんか？ 岩手県労働委員会の委員が相談に応じます。

労働問題に詳しく豊富な知識と経験のある公労使委員が、労使間の問題解決に向けて、毎月無料でアドバイスします。

ひとりで悩まず、まずはご相談ください。秘密は守ります。

月例無料労働相談会の概要	
開催日	令和3年3月26日(金)、4月23日(金)
相談時間	1人45分(13:00～14:45)
相談会場	朝日生命盛岡中央通ビル3階(労働委員会委員室)
予約受付	電話　0120-610-797　(通話無料) ※前日12時までに予約(平日8:30～17:15)
受付人数	各相談日2人まで(先着順)

※詳細については16ページに掲載

問い合わせ先　岩手県労働委員会　労働相談なんでもダイヤル　電話　0120-610-797

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に伴い、中止や延期とする場合があります。

岩手県労働委員会委員による

月例無料労働相談会

職場のトラブルで悩んでいませんか。
ひとりで悩まず、まずはご相談ください。秘密は守ります。

○開催日　**令和3年3月26日(金)、4月23日(金)**

○相談時間　**1人45分**　(13:00～14:45)

○相談会場　**朝日生命盛岡中央通ビル3階**（労働委員会委員室）

○予約受付　**0120-610-797**（ろうどうでなくな）（通話無料）

- 相談希望日の　前日12時まで　に予約　（平日8:30～17:15）
- 受付人数　各相談日２人まで（先着順）

◎労働問題に詳しく豊富な知識と経験のある**公労使委員**（公益委員：弁護士・大学教授など、労働者委員：労働組合役員など、使用者委員：企業幹部など）**が、**労使間の問題解決に向けて、**毎月無料でアドバイス**します。

◎**労働者の方、使用者の方どなたでも相談できます**ので、この機会にぜひご利用ください。**秘密は厳守**します。

労働委員会は、中立公正な岩手県の行政機関です。

中立公正
簡易迅速

岩手県労働委員会

無料
秘密厳守

盛岡市中央通1-7-25　朝日生命盛岡中央通ビル３階　TEL019-629-6276

労働相談なんでもダイヤル　ろうどう　で　なくな

携帯・PHS OK

0120-610-797

(平日8：30～17：15)

事務局では、相談会の開催日以外にも職員が相談をお受けしております。お気軽にご相談ください。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和２年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業
受託者：全国社会保険労務士会連合会
JAPAN FEDERATION OF LABOR AND SOCIAL SECURITY ATTORNEY'S ASSOCIATIONS

働き方改革推進支援センター

改正法適用前の最終チェック！

正社員とパート・契約社員の間で、「待遇」に違いはありますか？

●基本給、賞与、手当、休暇などのそれぞれについて個別に考える必要があります。

それぞれの待遇ごとに、違いを「不合理でない」と説明できますか？

●待遇ごとの性質・目的に照らして、職務内容や転勤・異動の範囲の違いなどから、具体的に理由を説明できることが必要です。
●「パートだから」「契約社員だから」という理由では認められません。
●パート・契約社員から説明を求められた場合、待遇が異なる理由を説明することが今年４月から義務付けられます。

不合理と認められる可能性がある待遇差を見直しましたか？

●不合理でないと具体的に説明が可能なら、必ずしも正社員と全く同じ水準、決め方にする必要はありません。労使当事者でよく話し合って見直しましょう。

Q. 何もしないとどうなるの？

A パート・契約社員に民事訴訟を提起され、**裁判で不合理な待遇差があると認められた場合**、その部分について、**正社員の待遇との差額の支払を求められる可能性**があります。

- 労使当事者でよく話し合って、待遇を見直しましょう。
- 都道府県労働局では、**雇用管理の改善に向けた援助**を行います。
- 労使でトラブルになった際には、**都道府県労働局による無料・非公開の紛争解決手続（行政ADR）**も利用できます。

特にチェックしたい待遇はこちら！

通勤手当
通勤している事実に違いがないのに、手当の計算方法が違うなんて

皆勤手当
全く同じ仕事をしていて、欠勤されたら困るのは同じなのに

扶養手当
小さい子どもがいるのは同じで、私だって継続して働いているのに

夏期冬期休暇
私だって平日は毎日出勤。お盆やお正月ぐらいは休みたい

いずれも、**正社員と有期雇用労働者の間の待遇差**が**不合理とされた最高裁判例**があります。

多くの事業主がパート・契約社員の待遇の見直しに取り組んでいます！

例：エフコープ生活協同組合
パートタイム労働者は2005年度から、契約社員は2008年度から**正社員と同じ人事制度に**。2018年度からは子会社等についても同様の人事制度を導入しました。**離職率が大幅に低下（15%→7%）し**、人材の定着と教育内容の蓄積により利用者満足度の向上やスタッフの意識変革に繋がり**業績も好転しました！**

こんなことで悩んでいませんか？

正社員とパート・契約社員の
職務内容の比較の仕方がわからない

待遇差を**どう説明したらよいか**わからない

待遇差を**どう見直したらよいか**わからない

使える**助成金**はあるの？

そんなときは、全国47都道府県にある
「働き方改革推進支援センター」へご相談ください！

「働き方改革推進支援センター」の支援内容

電話・メール・来所でご相談をお受けします。

パート・契約社員の不合理な待遇差の禁止に関する
セミナーを開催しています。

会社まで専門家がお伺いして制度の見直しをお手伝いします。

相談はすべて無料！**オンライン相談**も対応しています。

パート・契約社員の処遇改善に役立つ
「キャリアアップ助成金」のご紹介もします。

～キャリアアップ助成金コースのご紹介～

賃金規定等共通化コース	諸手当制度共通化コース	正社員化コース
正社員とパート・契約社員の共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、賃金を支払った場合に助成します。	パート・契約社員に関して正社員と共通の諸手当制度を新たに設け、賃金を支払った場合に助成します。	パート・契約社員を正社員に転換した場合に助成します。

お問い合わせ先

パートタイム・有期雇用労働法に関するお問い合わせは、
お近くの**働き方改革推進支援センター**へ

2021年４月～

36協定届が新しくなります

※時間外・休日労働に関する協定届

2021年４月から36協定届の様式が新しくなります

36協定届における押印・署名の廃止

➢ 労働基準監督署に届け出る36協定届について、使用者の押印及び署名が不要となります。

※記名はしていただく必要があります。

36協定の協定当事者に関するチェックボックスの新設

➢ 36協定の適正な締結に向けて、労働者代表(※)についてのチェックボックスが新設されます。

※労働者代表：事業場における過半数労働組合又は過半数代表者

！ 36協定と36協定届を兼ねる場合の留意事項

✓労使で合意したうえで労使双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法（記名押印又は署名など）により36協定を締結すること

！ 過半数代表者の選任にあたっての留意事項

✓管理監督者でないこと
✓36協定を締結する者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること
✓使用者の意向に基づいて選出された者でないこと

新様式？旧様式？

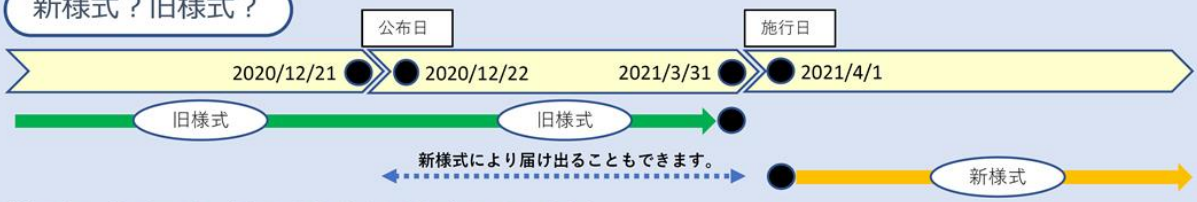

※施行日までの間であっても、押印又は署名がなくとも届け出ることができます。
※施行日以後は、旧様式に直接チェックボックスの記載を追記するか、チェックボックスの記載を転記した紙を添付して届け出ることもできます。(裏面を参照)

Q 時間外・休日労働が生じるときはどうすればいいの？

① 労働者代表と使用者で合意のうえ、36協定（労使協定）を締結

② 36協定（労使協定）の内容を36協定届（様式第９号等）に記入

③ 36協定届を労働基準監督署に届出

電子申請による届出が可能

④ 常時各作業場の見やすい場所への掲示や、書面の交付等の方法により、労働者に周知

☞ 36協定届様式のダウンロード　労働基準関係主要様式　検索

☞ そのまま出せる36協定届を作成　スタートアップ労働条件　検索

☞ 36協定届の電子申請はこちら　労基法等　電子　検索

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

（2020.12）

３６協定届の記載例

（様式第９号（第16条第１項関係））

労働時間の延長及び休日の労働は必要最小限にとどめられるべきであり、労使当事者はこのことに十分留意した上で協定するようにしてください。
なお、使用者は協定した時間数の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第５条に基づく安全配慮義務を負います。

◆３６協定で締結した内容を協定届（本様式）に転記して届け出てください。

－３６協定届（本様式）を用いて３６協定を締結することもできます。その場合には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。
－必要事項の記載があれば、協定届様式以外の形式でも届出できます。

◆３６協定の届出は電子申請でも行うことができます。
◆（任意）の欄は、記載しなくても構いません。

表面

様式第９号（第16条第１項関係）

時間外労働
休日労働 に関する協定届

労働保険番号	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ （都道府県 所轄 管轄 基幹番号 枝番号 統一拡事業場番号）
法人番号	□□□□□□□□□□□□□

労働保険番号・法人番号を記載してください。

事業場（工場、支店、営業所等）ごとに協定してください。

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間
金属製品製造業	○○金属工業株式会社　○○工場	（〒○○○－○○○○） ○○市○○町１－２－３ （電話番号：○○○－ ○○○○ － ○○○○）	○○○○年4月1日から1年間

この協定が有効となる期間を定めてください。１年間とすることが望ましいです。

		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	所定労働時間（１日）（任意）	延長することができる時間数 １日 法定労働時間を超える時間数	１日 所定労働時間を超える時間数（任意）	１箇月（①については45時間まで、②については42時間まで） 法定労働時間を超える時間数	１箇月 所定労働時間を超える時間数（任意）	１年（①については360時間まで、②については320時間まで） 法定労働時間を超える時間数	１年 所定労働時間を超える時間数（任意）
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	受注の集中	設計	10人	7．5時間	3時間	3．5時間	30時間	40時間	250時間	370時間
		製品不具合への対応	検査	10人	7．5時間	2時間	2．5時間	15時間	25時間	150時間	270時間
		臨時の受注、納期変更	機械組立	20人	7．5時間	2時間	2．5時間	15時間	25時間	150時間	270時間
	② １年単位の変形労働時間制により労働する労働者	月末の決算事務	経理	5人	7．5時間	3時間	3．5時間	20時間	30時間	200時間	320時間
		棚卸	購買	5人	7．5時間	3時間	3．5時間	20時間	30時間	200時間	320時間

起算日（年月日）：○○○○年4月1日

１年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その１年間においては協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

対象期間が３か月を超える１年単位の変形労働時間制が適用される労働者については、②の欄に記載してください。

事由は具体的に定めてください。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

１日の法定労働時間を超える時間数を定めてください。

１か月の法定労働時間を超える時間数を定めてください。①は45時間以内、②は42時間以内です。

１年の法定労働時間を超える時間数を定めてください。①は360時間以内、②は320時間以内です。

	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	所定休日（任意）	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
休日労働	受注の集中	設計	10人	土日祝日	1か月に1日	8:30～17:30
	臨時の受注、納期変更	機械組立	20人	土日祝日	1か月に1日	8:30～17:30

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、１箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ２箇月から６箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。☑
（チェックボックスに要チェック）

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、２～６か月平均80時間以内でなければいけません。これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。

労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合には、３６協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・挙手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。
使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認められません。

協定の成立年月日　○○○○年　３　月　12　日

協定の当事者である労働組合の名称（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）又は労働者の過半数を代表する者の　職名　検査課主任　氏名　山田花子

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（　投票による選挙　）

○○○○年　３　月　15　日

使用者　職名　工場長　氏名　田中太郎　印㊞

○　○　労働基準監督署長殿

管理監督者は労働者代表にはなれません。

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。

押印も必要です。

裏面

様式第９号（第16条第１項関係）（裏面）

（記載心得）

1　「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第６項第１号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たつては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。

2　「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。

3　「延長することができる時間数」の欄の記入に当たつては、次のとおりとすること。時間数は労働基準法第32条から第32条の５まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超える時間数を記入すること。なお、本欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となつた場合、及び２箇月から６箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反（同法第119条の規定により６箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となることに留意すること。

（1）　「１日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、１日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

（2）　「１箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「１年」の欄に記入する「起算日」において定める日から１箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を45時間（対象期間が３箇月を超える１年単位の変形労働時間制により労働する者については、42時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

（3）　「１年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「起算日」において定める日から１年についての延長することができる限度となる時間数を360時間（対象期間が３箇月を超える１年単位の変形労働時間制により労働する者については、320時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

4　②の欄は、労働基準法第32条の４の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が３箇月を超える１年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い（１箇月42時間、１年320時間）ことに留意すること。

5　「労働させることができる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日（１週１休又は４週４休であることに留意すること。）に労働させることができる日数を記入すること。

6　「労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であつて労働させることができる日の始業及び終業の時刻を記入すること。

7　チェックボックスは労働基準法第36条第６項第２号及び第３号の要件を遵守する趣旨のものであり、「２箇月から６箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した２箇月から６箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックが無い場合には有効な協定とはならないことに留意すること。

8　協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第６条の２第１項の規定により、労働基準法第41条第２号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。

9　本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えない。

（備考）

1　労働基準法施行規則第24条の２第４項の規定により、労働基準法第38条の２第２項の協定（事業場外で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該協定）の内容を本様式に付記して届け出る場合においては、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。

2　労働基準法第38条の４第５項の規定により、労使委員会が設置されている事業場において、本様式を労使委員会の決議として届け出る場合においては、委員の５分の４以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労使委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合の名称」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合の名称」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たつては、任期を定めて指名された委員とその他の委員とで区別することとし、任期を定めて指名された委員の氏名を記入するに当たつては、同条第２項第１号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入することに留意すること。

3　労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第７条の規定により、労働時間等設定改善委員会が設置されている事業場において、本様式を労働時間等設定改善委員会の決議として届け出る場合においては、委員の５分の４以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労働時間等設定改善委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合の名称」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者である労働組合の名称」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たつては、推薦に基づき指名された委員とその他の委員とで区別することとし、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入するに当たつては、同条第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合においては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された委員の氏名を記入することに留意すること。

様式のダウンロードはこちら　☞検索ワード：　**労働基準関係主要様式**　https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/

ご不明な点やご質問がございましたら、厚生労働省または事業場の所在地を管轄する都道府県労働局、労働基準監督署におたずねください。

➢問合せ先：厚生労働省　労働基準局　労働条件政策課　03-5253-1111（代表）

➢最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署は以下の検索ワードまたはQRコードから参照できます。

検索ワード：　**都道府県労働局**　または　**労働基準監督署**

http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

ひと、くらし、みらいのために　厚生労働省　Ministry of Health, Labour and Welfare

(2019.8)

３６協定届の記載例（特別条項）

（様式第９号の２（第16条第１項関係））

労働時間の延長及び休日の労働は必要最小限にとどめられるべきであり、労使当事者はこのことに十分留意した上で協定するようにしてください。
なお、使用者は協定した時間数の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第５条に基づく安全配慮義務を負います。

◆臨時的に限度時間を超えて労働させる場合には様式第９号の２の協定届の届出が必要です。
◆様式第９号の２は、
・限度時間内の時間外労働についての届出書（１枚目）と、
・限度時間を超える時間外労働についての届出書（２枚目）
の**２枚**の記載が必要です。

◆３６協定で締結した内容を協定届（本様式）に転記して届け出てください。
－３６協定届（本様式）を用いて３６協定を締結することもできます。その場合には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。
－必要事項の記載があれば、協定届様式以外の形式でも届出できます。

◆３６協定の届出は電子申請でも行うことができます。
◆（任意）の欄は、記載しなくても構いません。

１枚目（表面）

時間外労働
休日労働
に関する協定届

労働保険番号	□□□□

１枚目
（裏面）

様式第９号の２（第16条第１項関係）（裏面）

（記載心得）

1　「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第６項第１号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たつては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。

2　「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。

3　「延長することができる時間数」の欄の記入に当たつては、次のとおりとすること。時間数は労働基準法第32条から第32条の５まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超える時間数を記入すること。なお、本欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となつた場合、及び２箇月から６箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反（同法第119条の規定により６箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となることに留意すること。

（1）　「１日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、１日についての延長することができる限度となる時間を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

（2）　「１箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「１年」の欄に記入する「起算日」において定める日から１箇月ごとについての延長することができる限度となる時間を45時間（対象期間が３箇月を超える１年単位の変形労働時間制により労働する者については、42時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

（3）　「１年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「起算日」において定める日から１年についての延長することができる限度となる時間を360時間（対象期間が３箇月を超える１年単位の変形労働時間制により労働する者については、320時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

4　②の欄は、労働基準法第32条の４の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が３箇月を超える１年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い（１箇月42時間、１年320時間）ことに留意すること。

5　「労働させることができる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日（１週１休又は４週４休であることに留意すること。）に労働させることができる日数を記入すること。

6　「労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であつて労働させることができる日の始業及び終業の時刻を記入すること。

7　チェックボックスは労働基準法第36条第６項第２号及び第３号の要件を遵守する趣旨のものであり、「２箇月から６箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した２箇月から６箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックが無い場合には有効な協定とはならないことに留意すること。

8　協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第６条の２第１項の規定により、労働基準法第41条第２号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。

9　本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えない。

（備考）

労働基準法施行規則第24条の２第４項の規定により、労働基準法第38条の２第２項の協定（事業場外で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該協定）の内容を本様式に付記して届け出る場合においては、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。

２枚目（表面）

臨時的な特別の事情がなければ、限度時間（月45時間又は42時間・年360時間又は320時間）を超えることはできません。
限度時間を超えて労働させる必要がある場合でも、時間外労働は限度時間にできる限り近づけるように努めてください。

様式第９号の２（第16条第１項関係）

時間外労働 / 休日労働 に関する協定届（特別条項）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	1日（任意）延長することができる時間数：法定労働時間を超える時間数	1日（任意）延長することができる時間数：所定労働時間を超える時間数（任意）	1箇月（時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。）：限度時間を超えて労働させることができる回数（6回以内に限る。）	1箇月：延長することができる時間数及び休日労働の時間数：法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	1箇月：延長することができる時間数及び休日労働の時間数：所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数（任意）	1箇月：限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	1年（時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。）起算日（年月日）：○○○○年4月1日：延長することができる時間数：法定労働時間を超える時間数	1年：延長することができる時間数：所定労働時間を超える時間数（任意）	1年：限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
突発的な仕様変更	設計	10人	6時間	6．5時間	4回	60時間	70時間	35%	550時間	670時間	35%
製品トラブル・大規模なクレームへの対応	検査	10人	6時間	6．5時間	3回	60時間	70時間	35%	500時間	620時間	35%
機械トラブルへの対応	機械組立	20人	6時間	6．5時間	3回	55時間	65時間	35%	450時間	570時間	35%

限度時間を超えて労働させる場合における手続：労働者代表者に対する事前申し入れ

限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置：（該当する番号）①、③、⑩　（具体的内容）対象労働者への医師による面接指導の実施　、対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、１箇月について100時間未満でなければならず、かつ２箇月から６箇月までを平均して80時間を超過しないこと。☑
（チェックボックスに要チェック）

協定の成立年月日　○○○○年　3　月　12日

協定の当事者である労働組合の名称（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）又は労働者の過半数を代表する者の　職名　検査課主任　氏名　山田花子

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（　投票による選挙　）

○○○○年　3　月　15日

使用者　職名　工場長　氏名　田中太郎　印㊞

○　○　労働基準監督署長殿

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年間においては協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

事由は一時的又は突発的に時間外労働を行わせる必要のあるものに限り、できる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要なとき」「業務上やむを得ないとき」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

月の時間外労働の限度時間（月45時間又は42時間）を超えて労働させる回数を定めてください。年６回以内に限ります。

限度時間（月45時間又は42時間）を超えて労働させる場合の、１か月の**時間外労働と休日労働の合計の時間数**を定めてください。**月100時間未満**に限ります。なお、この時間数を満たしていても、**２～６か月平均で月80時間**を超えてはいけません。

限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めてください。この場合、法定の割増率（25%）を超える割増率となるよう努めてください。

限度時間（年360時間又は320時間）を超えて労働させる１年の**時間外労働（休日労働は含みません）の時間数**を定めてください。**年720時間以内**に限ります。

限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めてください。この場合、法定の割増率（25%）を超える割増率となるよう努めてください。

限度時間を超えて労働させる場合にとる手続について定めてください。

限度時間を超えた労働者に対し、裏面の記載心得１（９）①～⑩の健康確保措置のいずれかの措置を講ずることを定めてください。該当する番号を記入し、右欄に具体的内容を記載してください。

管理監督者は労働者代表にはなれません。

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、２～６か月平均80時間以内でなければいけません。これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。

労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合には、３６協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・挙手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認められません。

押印も必要です。

２枚目（裏面）

様式第９号の２（第16条第１項関係）（裏面）

（記載心得）

1　労働基準法第36条第１項の協定において同条第５項に規定する事項に関する定めを締結した場合における本様式の記入に当たつては、次のとおりとすること。

（１）「臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合」の欄には、当該事業場における通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合をできる限り具体的に記入すること。なお、業務の都合上必要な場合、業務上やむを得ない場合等恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものを記入することは認められないことに留意すること。

（２）「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第６項第１号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たつては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。

（３）「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。

（４）「起算日」の欄には、本様式における「時間外労働・休日労働に関する協定届」の起算日と同じ年月日を記入すること。

（５）「延長することができる時間数及び休日労働の時間数」の欄には、労働基準法第32条から第32条の５まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数であつて、「起算日」において定める日から１箇月ごとについての延長することができる限度となる時間を100時間未満の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数を併せて記入することができる。

「延長することができる時間数」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数を記入すること。「１年」にあつては、「起算日」において定める日から１年についての延長することができる限度となる時間を720時間の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

なお、これらの欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となつた場合、及び２箇月から６箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反（同法第119条の規定により６箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となることに留意すること。

（６）「限度時間を超えて労働させることができる回数」の欄には、限度時間（１箇月45時間（対象期間が３箇月を超える１年単位の変形労働時間制により労働する者については、42時間））を超えて労働させることができる回数を６回の範囲内で記入すること。

（７）「限度時間を超えた労働に係る割増賃金率」の欄には、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金の率を記入すること。なお、当該割増賃金の率は、法定割増賃金率を超える率とするよう努めること。

（８）「限度時間を超えて労働させる場合における手続」の欄には、協定の締結当事者間の手続として、「協議」、「通告」等具体的な内容を記入すること。

（９）「限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置」の欄には、以下の番号を「（該当する番号）」に選択して記入した上で、その具体的内容を「（具体的内容）」に記入すること。

①　労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。
②　労働基準法第37条第４項に規定する時刻の間において労働させる回数を１箇月について一定回数以内とすること。
③　終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。
④　労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。
⑤　労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。
⑥　年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。
⑦　心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。
⑧　労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。
⑨　必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。
⑩　その他

2　チェックボックスは労働基準法第36条第６項第２号及び第３号の要件を遵守する趣旨のものであり、「２箇月から６箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した２箇月から６箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックが無い場合には有効な協定とはならないことに留意すること。

3　協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第６条の２第１項の規定により、労働基準法第41条第２号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。

4　本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えない。

（備考）

1　労働基準法第38条の４第５項の規定により、労使委員会が設置されている事業場において、本様式を労使委員会の決議として届け出る場合においては、委員の５分の４以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労使委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合の名称」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合の名称」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たつては、任期を定めて指名された委員とその他の委員とで区別することとし、任期を定めて指名された委員の氏名を記入するに当たつては、同条第２項第１号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入することに留意すること。

2　労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第７条の規定により、労働時間等設定改善委員会が設置されている事業場において、本様式を労働時間等設定改善委員会の決議として届け出る場合においては、委員の５分の４以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労働時間等設定改善委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合の名称」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者である労働組合の名称」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たつては、推薦に基づき指名された委員とその他の委員とで区別することとし、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入するに当たつては、同条第１号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合においては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された委員の氏名を記入することに留意すること。

様式のダウンロードはこちら　☞検索ワード：　**労働基準関係主要様式**　https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/

ご不明な点やご質問がございましたら、厚生労働省または事業場の所在地を管轄する都道府県労働局、労働基準監督署におたずねください。

➢問合せ先：厚生労働省　労働基準局　労働条件政策課　03-5253-1111（代表）

➢最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署は以下の検索ワードまたはQRコードから参照できます。

検索ワード：　**都道府県労働局**　または　**労働基準監督署**

http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

ひと、くらし、みらいのために　厚生労働省　Ministry of Health, Labour and Welfare

(2019.8)

岩手県最低賃金について

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

岩手県最低賃金

令和２年10月３日発効　時間額 **793円**

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

- すべての使用者は、雇用する労働者（パートタイマー、臨時、アルバイト等を含む。）に最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。仮に最低賃金額より低い賃金額を労働者と使用者の合意の上で定めても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額との差額を遡って支払わなければなりません。
- 最低賃金額の計算には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当等は含みません。
- 岩手労働局長の許可（最低賃金の減額特例許可）を受けることにより、断続的労働に従事する労働者等に対し、減額した最低賃金が適用されることがあります。
- 労働者は、事業場に最低賃金法令違反の事実がある場合は、その事実を労働基準監督署に申告することができます。なお、事業主は、申告したことを理由として、労働者に対し解雇その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。

- 以下の６産業については、特定（産業別）最低賃金が設定されています。
  ※適用する産業については裏面を参照してください。
  なお、次の労働者については、特定（産業別）最低賃金の適用が除外され、岩手県最低賃金が適用されます。
  (1) 18歳未満又は65歳以上の者　(2) 雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
  (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
  (4) 下記(ア)及び(イ)の業務に主として従事する者

鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業
時間額 **８５２円**　令和2年12月31日発効

光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業
時間額 **８２９円**　令和2年12月31日発効
以下の業務は除外されます。
（ア）手作業による包装、袋詰め又はバリ取り若しくは検品の業務

電子部品･デバイス･電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
時間額 **８２０円**　令和2年12月31日発効
以下の業務は除外されます。
（イ）①手作業による包装又は袋詰めの業務
②手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け、巻線又はバリ取りの業務

百貨店，総合スーパー
時間額 **８００円**　平成30年12月28日発効
平成30年から改正されていませんので金額は据置きです。

自動車小売業
時間額 **８６３円**　令和2年12月31日発効

注：「各種商品小売業」は、平成２８年１２月１１日に７６７円に改正されて以来、据置きとなっています。
当該額は、現在の岩手県最低賃金を下回っていますので、岩手県最低賃金７９３円が適用されます。

詳しくは、岩手労働局労働基準部賃金室又は最寄りの労働基準監督署へお問い合せください。
岩手労働局賃金室：019－604－3008　岩手労働局ホームページ　https://jsite.mhlw.go.jp/iwate- roudoukyoku/
各労働基準監督署：盛　岡：019－604－2530　宮　古：0193－62－6455　釜　石：0193－23－0651　花　巻：0198－23－5231
一　関：0191－23－4125　大船渡：0192－26－5231　二　戸：0195－23－4131

岩手労働局 (R02.12)

以下の産業名は日本標準産業分類による。
○印は、特定（産業別）最低賃金が適用となるもの。×印は、特定（産業別）最低賃金の適用から除外され、岩手県最低賃金が適用となるもの。

●鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業
鉄鋼業（中分類 22）
製鉄業（小分類 221）
×高炉による製鉄業（細分類 2211）
○高炉によらない製鉄業（細分類 2212）
○フェロアロイ製造業（細分類 2213）
○製鋼・製鋼圧延業（小分類 222）
○製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）（小分類 223）
○表面処理鋼材製造業（小分類 224）
鉄素形材製造業（小分類 225）
×銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管，可鍛鋳鉄を除く）（細分類 2251）
×可鍛鋳鉄製造業（細分類 2252）
○鋳鋼製造業（細分類 2253）
○鍛工品製造業（細分類 2254）
○鍛鋼製造業（細分類 2255）
その他の鉄鋼業（小分類 229）
×鉄鋼シャースリット業（細分類 2291）
○鉄スクラップ加工処理業（細分類 2292）
×鋳鉄管製造業（細分類 2293）
×他に分類されない鉄鋼業（細分類 2299）
金属製品製造業（中分類 24）
○金属線製品製造業（ねじ類を除く）（小分類 247）
○その他の金属製品製造業（小分類 249）
○金庫製造業（細分類 2491）
○金属製スプリング製造業（細分類 2492）
○他に分類されない金属製品製造業（細分類 2499）
○管理，補助的経済活動を行う事業所
※上記適用産業に係るもの
○純粋持株会社
※管理する全子会社を通じて主要な経済活動が上記適用産業に分類されるもの

●電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
○電子部品・デバイス・電子回路製造業（中分類 28）
電気機械器具製造業（中分類 29）
○発電用・送電用・配線用電気機械器具製造業（小分類 291）
○産業用電気機械器具製造業（小分類 292）
×民生用電気機械器具製造業（小分類 293）
×電球・電気照明器具製造業（小分類 294）
×電池製造業（小分類 295）
○電子応用装置製造業（小分類 296）
電気計測器製造業（小分類 297）
○電気計測器製造業（別掲を除く）（細分類 2971）
○工業計器製造業（細分類 2972）
×医療用計測器製造業（細分類 2973）
（ただし、○心電計製造業）
×その他の電気機械器具製造業（小分類 299）
○情報通信機械器具製造業（中分類 30）
○管理，補助的経済活動を行う事業所
※上記適用産業に係るもの
○純粋持株会社
※管理する全子会社を通じて主要な経済活動が上記適用産業に分類されるもの

●光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業
業務用機械器具製造業（中分類 27）
○光学機械器具・レンズ製造業（小分類 275）
その他の製造業（中分類 32）
○時計・同部分品製造業（小分類 323）
○管理，補助的経済活動を行う事業所
※上記適用産業に係るもの
○純粋持株会社
※管理する全子会社を通じて主要な経済活動が上記適用産業に分類されるもの

●百貨店，総合スーパー
各種商品小売業（中分類 56）
○百貨店，総合スーパー（小分類 561）
×その他の各種商品小売業（従業者が常時 50 人未満のもの）（小分類 569）
○管理，補助的経済活動を行う事業所
※上記適用産業に係るもの
○純粋持株会社
※管理する全子会社を通じて主要な経済活動が上記適用産業に分類されるもの

●各種商品小売業
○各種商品小売業（中分類 56）
○百貨店，総合スーパー（小分類 561）
○その他の各種商品小売業（従業者が常時 50 人未満のもの）（小分類 569）
○管理，補助的経済活動を行う事業所
※上記適用産業に係るもの
○純粋持株会社
※管理する全子会社を通じて主要な経済活動が上記適用産業に分類されるもの

●自動車小売業
機械器具小売業（中分類 59）
自動車小売業（小分類 591）
○自動車（新車）小売業（細分類 5911）
○中古自動車小売業（細分類 5912）
○自動車部分品・附属品小売業（細分類 5913）
×二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）（細分類 5914）
○管理，補助的経済活動を行う事業所
※上記適用産業に係るもの
○純粋持株会社
※管理する全子会社を通じて主要な経済活動が上記適用産業に分類されるもの

事業主のみなさまへ

令和３年３月１日から
障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和３年３月１日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率		
	現行		**令和３年３月１日以降**
民間企業	2.2％	⇒	**2.3％**
国、地方公共団体等	2.5％	⇒	**2.6％**
都道府県等の教育委員会	2.4％	⇒	**2.5％**

また併せて、下記の点についてもご注意くださいますよう、お願いいたします。

留意点 **対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がります。**

▶ **従業員43.5人以上45.5人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。**

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年６月１日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

Ｑ ＆ Ａ

Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

A1. ①令和２年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和３年４月１日から同年５月15日までの間）
令和３年２月以前については現行の法定雇用率（2.2%）、
令和３年３月のみ新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。
②令和３年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和４年４月１日から同年５月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：https://www.mhlw.go.jp/content/000615860.pdf

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者雇用事例リファレンスサービスでは、障害者雇用について創意工夫を行い積極的に取り組んでいる企業の事例を紹介しています。
▶URL：https://www.ref.jeed.or.jp/

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク　LL021014障01

4 国の取り組みのお知らせ

1 新しい働き方・休み方が始まっています。

新しい働き方・休み方が始まっています。

実践する第一歩として「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入を！
年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば
休暇の分散化にもつながります。

（働き方・休み方改善ポータルサイト）　（年休取得特設サイト）

厚生労働省｜都道府県労働局｜労働基準監督署

◎働き方・休み方改善ポータルサイト　https://work-holiday.mhlw.go.jp/

年次有給休暇取得促進特設サイト　検索

働き方の新しいスタイル

新しい働き方・休み方を実践するために年次有給休暇を上手に活用しましょう

●年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1）日数　付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1　年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2　年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から５日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

2）活用方法　企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班･グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例（個人別付与方式の場合）

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

1　当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。
　なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。

2　年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
　前期=4月～9月の間で3日間　後期=10月～翌年3月の間で3日間

3　各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。

4　各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。

5　各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。

6　業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 総務部長　〇〇〇〇
〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

●時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。
労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方･休み方に役立ちます。

〈労使協定で定める事項〉

① **時間単位年休の対象労働者の範囲**
対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② **時間単位年休の日数**
１年５日以内の範囲で定めてください。

③ **時間単位年休１日分の時間数**
１日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。１時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が１日７時間 30 分の場合は８時間となります。

④ **１時間以外の時間を単位として与える場合の時間数**
２時間単位など１日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

注）時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な５日間から差し引くことはできません。

事業主の皆さまへ

～キャリアアップ助成金を活用して優秀な人材を確保～

派遣労働者を正社員として直接雇用しませんか

派遣労働者のキャリアアップを促進する観点から、**派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用**することを通じ、人材確保を図る意欲的な事業主に対して「キャリアアップ助成金」による助成を行っています。

キャリアアップ助成金

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる**非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進**するため、**正社員化、処遇改善**の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

正社員化コース

＜　＞内は生産性の向上が認められる場合の額（　）内は大企業の額

派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者（※）として直接雇用した場合

有期雇用 → 正規雇用：１人当たり 85.5万円＜108万円＞（ 71.25万円＜90万円＞）
無期雇用 → 正規雇用：１人当たり 57万円＜ 72万円＞（49.875万円＜63万円＞）

※　正規雇用労働者には、「多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）」を含みます。
※　勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定し、有期雇用労働者等を当該雇用区分に転換または直接雇用した場合に助成額を加算します。

主な支給要件

- 派遣労働者を正規雇用労働者または多様な正社員として**直接雇用する制度を労働協約または就業規則その他これに準ずるものに規定**している事業主であること。
- 派遣先の事業所その他派遣就業場所ごとの同一の組織単位において、**６か月以上の期間継続して労働者派遣を受け入れていた事業主**であること（６か月以上の期間継続して派遣就業していた同一の派遣労働者を直接雇用した場合に限ります。）。
- 直接雇用された労働者に対して**直接雇用後６か月分の賃金を支給した事業主**であること。

※ **上記以外にも支給要件があります**ので、厚生労働省ホームページ等でご確認ください。

留意事項

※ 助成金の受給には、**事前にキャリアアップ計画の提出が必要**です。(すでにキャリアアップ計画を提出している場合は、事前に計画変更届の提出が必要になる場合があります。)
※ キャリアアップ助成金の詳細は、厚生労働省ホームページに掲載のパンフレット「キャリアアップ助成金」（令和２年４月１日現在の内容）をご参照ください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html
※ 生産性の向上の判定方法については、厚生労働省ホームページをご参照ください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html

紹介予定派遣の労働者にも助成金が使いやすくなりました！

～令和３年２月５日から令和４年３月31日までの間、対象労働者の要件を拡充します～

拡　充

令和２年１月24日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により離職し、就労経験のない職業に就くことを希望する者を、紹介予定派遣の後、派遣先の事業所が正社員として直接雇用した場合（※）、対象となる労働者の方の直接雇用前に当該事業所に従事していた期間が、２か月以上～６か月未満でも支給対象とします。

※　令和３年２月５日から令和４年３月31日までの間に正社員として直接雇用された場合に対象になります。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL030205作成　No. 3

派遣先事業主と派遣元事業主が共同して訓練を実施した場合にも、助成金（人材開発支援助成金（特別育成訓練コース））が支給されます。

人材開発支援助成金（派遣事業主活用型）の ご案内

派遣先事業主と派遣元事業主が共同して訓練実施計画を作成し、 **OJT（実習）とOFF-JT（座学等）を組み合わせた訓練（有期実習型訓練）を実施**するものです。派遣先事業主が**紹介予定派遣で**受け入れる派遣労働者に、自社の**正規雇用労働者として雇用することを目指して**、本訓練を行い、支給要件等を満たした場合、**人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）**が**支給**されます。

派遣事業主活用型の流れ

※助成金支給までの流れは、❶～❸の順となります。

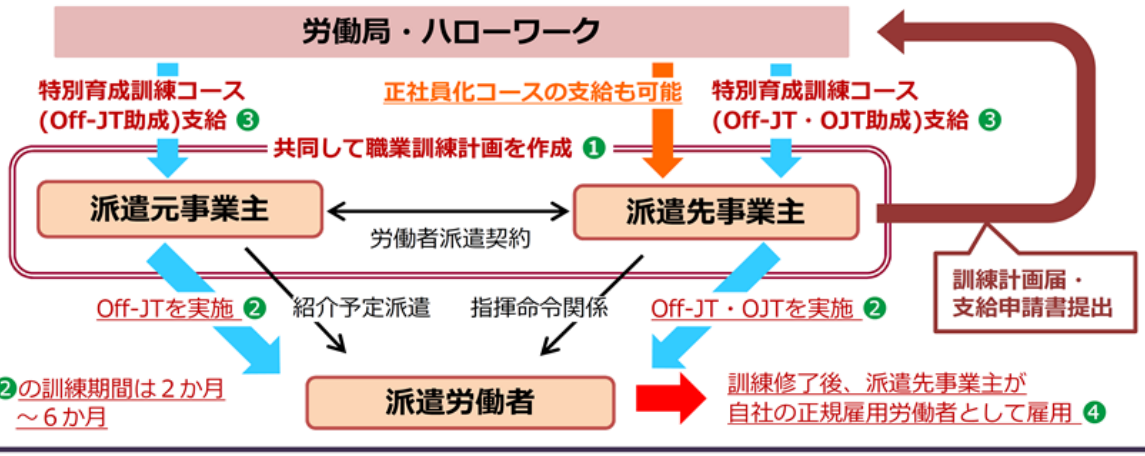

人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）

＜　＞内は生産性の向上が認められる場合の額（　）内は大企業の額

① **派遣先事業主への助成額**（１人当たり）

OFF-JT 賃金助成：**１ｈ当たり760円＜960円＞（475円＜600円＞）**

経費助成：**実費助成**

※訓練時間数に応じた右上表の額を限度

OJT 実施助成：**１ｈ当たり760円＜960円＞（665円＜840円＞）**

100ｈ未満	10万円（ 7万円）
100ｈ以上200ｈ未満	20万円（15万円）
200ｈ以上	30万円（20万円）

② **派遣元事業主への助成額**（１人当たり）

OFF-JT 賃金助成：**１ｈ当たり760円＜960円＞（475円＜600円＞）**

経費助成：**実費助成**

※訓練時間数に応じた右上表の額を限度

☆ 有期実習型訓練（派遣型）修了後に正規雇用等に転換された場合の経費助成の限度額

100ｈ未満	15万円（10万円）
100ｈ以上200ｈ未満	30万円（20万円）
200ｈ以上	50万円（30万円）

※　**１年度１事業所当たりの支給限度額は1,000万円**

主な支給要件

- 紹介予定派遣に係る派遣労働者を雇用する事業主であること（派遣元事業主）。
- 紹介予定派遣に係る派遣労働者をその指揮命令の下に労働させる事業主であること（派遣先事業主）。
- 派遣元事業主と派遣先事業主が共同で職業訓練計画を作成し、受給資格認定を受けた事業主であること。
- 受給資格認定による職業訓練計画に基づき、訓練を実施した事業主であること。

※**上記以外にも支給要件がありますので**、詳しくは厚生労働省ホームページ等でご確認ください。

派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用した場合

正社員化コース

※　詳細はP.1をご覧ください

有期雇用 → 正規雇用：１人当たり 85.5万円＜108万円＞（71.25万円＜90万円＞）

無期雇用 → 正規雇用：１人当たり 57万円＜72万円＞（49.875万円＜63万円＞）等

ご不明な点などは、最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合せください。

令和2年度
第3次補正予算

購入費用の80%を補助します！
ただし上限があります

業務改善助成金のご案内

生産性向上のための設備投資等をして、労働者の時給を引き上げた事業主に設備投資等の費用の一部を助成します。

設備投資って？

手作業で行っていた作業について機械を導入することによって業務が効率化する、などの投資が該当します。
詳しくはこの資料の中をご覧ください

チェックしてみましょう

除雪機も対象に

- **中小企業**（企業単位）である
- 助成対象とする事業場（本店、支店、工場等）規模が100人以下
- 事業場内の最も低い賃金が**時給793～823円**（R2.10.3～）
  ※今後、岩手県の地域別最低賃金が改定された場合は、対象となる時給が変更となります。
- この労働者の**時給を20円以上引き上げ**たい
- 賃金を引き上げるために生産性向上を図るような**設備投資**を考えている

業務改善助成金の活用をご検討ください！

申請締切は
令和3年3月31日

お気軽にご相談ください

岩手労働局　雇用環境・均等室　TEL019-604-3010

R3.1

詳しくは次のページへ

積雪でお困りの中小企業・小規模事業者の皆さまへ

例えば
このような使い方も

業務改善助成金の活用事例（除雪機）

厚生労働省では、最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への生産性向上のための支援の一環として、業務改善助成金の支給を行っています。
このリーフレットでは、実際に業務改善助成金を活用した事業場の事例を紹介します。

事例1：建設業

詳しくはHPをご覧ください！ 業務改善助成金 検索

導入前の状況

事業場の駐車場の除雪に３時間を要していた。

導入の効果

除雪作業が30分に短縮した。体力の消耗を軽減でき、本来業務に取りかかれる時間が早くなった。

事例2：農業

導入前の状況

ビニールハウスの倒壊を防ぐための除雪や、収穫前の除雪を手作業で行っており、多大な時間を費やしていた。

導入の効果

大型除雪機の導入により、作業に必要となる人員・時間が大幅に削減され、労働能率の増進・業務改善の効果が得られた。

事例3：介護事業

導入前の状況

駐車場等の除雪作業に時間を要しており、身体的負担が大きかった。

導入の効果

除雪機の導入により、除雪作業の身体的負担の軽減が図られた。また、作業の大幅な短縮ができ、本来の介護業務に専念できた。

厚生労働省

（R３.１.13）

「業務改善助成金」のご案内
～ニーズに応えた低額のコースを新設～

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ ＋ 設備投資等 → 設備投資等に要した費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください！ 業務改善助成金 検索

概　要

※令和３年２月１日より申請受付開始

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	１人	２０万円	以下の２つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内（岩手県の場合793～823円） ・事業場規模100人以下	(※2) 【事業場内最低賃金900円未満】(※1) ４／５ 生産性要件を満たした場合は ９／１０
		２～３人	３０万円		
		４～６人	５０万円		
		７人以上	７０万円		
30円コース	30円以上	１人	３０万円		
		２～３人	５０万円		
		４～６人	７０万円		
		７人以上	100万円		

（※１）ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者１人当たりの付加価値を指します。
助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その３年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

（※２）対象は、地域別最低賃金900円未満の地域のうち事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。（令和3年１月現在）
北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の39地域。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成金支給までの流れ

交付申請前の賃上げはNG

交付決定前の賃上げはNG

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出 → 審査 → 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施 → 労働局に事業実施結果を報告 → 審査 → 支給

ご留意頂きたい事項

- 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- 事業完了の期限は令和４年３月３１日です。

お問い合わせ先

- **「岩手働き方改革推進支援センター」**に、お気軽にお問い合わせください。

TEL　０１２０－６６４－６４３

申請先

- 助成金の申請窓口は、岩手労働局雇用環境・均等室です。

TEL　０１９－６０４－３０１０

働き方改革推進支援資金

- 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
  詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

予定　【参考：令和3年度の業務改善助成金について（予定）】

コース区分	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内（岩手県の場合793～823円） ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4／5 生産性要件を満たした場合は 9／10
	2～3人	30万円		
	4～6人	50万円		
	7人以上	70万円		
30円コース	1人	30万円		
	2～3人	50万円		
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		
60円コース	1人	60万円		
	2～3人	90万円		
	4～6人	150万円		
	7人以上	230万円		
90円コース	1人	90万円		
	2～3人	150万円		
	4～6人	270万円		
	7人以上	450万円		

（※）上記コースは、令和３年度予算の成立が前提のため、今後、変更される可能性がありますので、ご注意ください。

厚生労働省

（R3.2.1）

厚生労働省認定

岩手県内の認定企業一覧（令和３年１月現在）

■３つの認定制度があります。
■それぞれの分野で働きやすい職場環境をめざし、成果を上げている企業です。
■岩手県内の認定企業は以下のとおりです（公表企業のみ掲載）。

各社の取組内容は岩手労働局ホームページで見ることができます

認定企業ごとの好事例　岩手労働局　検索

ユースエール認定企業

―若者の採用・育成に積極的な企業です―

	企業名	所在地	業種		企業名	所在地	業種
1	(株)小田島組	北上市	建設業	7	(株)北日本朝日航洋	盛岡市	技術サービス業
2	(株)オーレックス	宮古市	製造業	8	(株)エステーモータースクール	滝沢市	教育学習支援業
3	(株)岩手ヤクルト工場	北上市	製造業	9	(株)菊池技研コンサルタント	大船渡市	総合建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ業
4	(株)トーノ精密	遠野市	製造業	10	(社福)恵心会	宮古市	介護福祉業
5	ゆわて吉田工業(株)	大船渡市	製造業	11	(有)ほっと水神	北上市	介護福祉業
6	(株)細谷地	久慈市	卸売業・小売業	12	マルエス工業（株）	盛岡市	建設業

くるみん・プラチナくるみん認定企業

―子育てサポートに積極的な企業です―

	企業名	所在地	業種		企業名	所在地	業種
1	(株)日盛ハウジング	盛岡市	建設業	21	(株)北日本朝日航洋	盛岡市	技術サービス業
2	岩手日化サービス（株）	盛岡市	建設業	22	(株)プラザ企画（プラチナくるみん）★	奥州市	宿泊業
3	(株)丹野組	二戸市	建設業	23	(国)岩手大学	盛岡市	教育学習支援業
4	(株)水清建設	矢巾町	建設業	24	(学)岩手キリスト教学園	盛岡市	教育学習支援業
5	杜陵高速印刷(株)	盛岡市	印刷業	25	第一商事（株）	盛岡市	ビルメンテナンス業
6	山口北州印刷(株)	盛岡市	印刷業	26	盛岡つなぎ温泉病院	盛岡市	医療福祉業
7	東北日東工業（株）	花巻市	製造業	27	(医)友愛会	盛岡市	医療福祉業
8	（株）長島製作所	一関市	製造業	28	（社福）岩手和敬会	盛岡市	医療福祉業
9	(株)富士通ｾﾞﾈﾗﾙｴﾚｸﾄﾛﾆｸｽ	一関市	製造業	29	(株)中央臨床メディエンス	盛岡市	医療福祉業
10	盛岡セイコー工業（株）	雫石町	製造業	30	(社福)若竹会	宮古市	医療福祉業
11	(株)エフビー	山田町	製造業	31	(社福)東和仁寿会	花巻市	医療福祉業
12	(株)岩手日報社	盛岡市	情報通信業	32	(株)グランツ	花巻市	医療福祉業
13	(株)テレビ岩手	盛岡市	情報通信業	33	(社福)和江会	北上市	医療福祉業
14	白金運輸(株)	奥州市	運輸業	34	(社福)いつつ星会	二戸市	医療福祉業
15	岩手スバル自動車(株)	盛岡市	自動車販売業	35	(社福)胆沢やまゆり会	奥州市	医療福祉業
16	(株)平金商店	盛岡市	卸小売業	36	(社福)ひたかみ福祉会	奥州市	医療福祉業
17	(株)菅文	二戸市	卸小売業	37	(社福)誠心会	葛巻町	医療福祉業
18	(株)岩手銀行（プラチナくるみん）★	盛岡市	金融業	38	(社福)九戸福祉会	九戸村	医療福祉業
19	(株)東北銀行	盛岡市	金融業	39	(社福)新生会	矢巾町	障害者福祉業
20	(株)北日本銀行	盛岡市	金融業				

えるぼし・プラチナえるぼし認定企業

―女性の活躍が進んでいる企業です―

	企業名	所在地	業種		企業名	所在地	業種
1	(有)オーツー	盛岡市	建設業	10	(株)プラザ企画	奥州市	宿泊業
2	(株)佐々木組	一関市	建設業	11	(学)岩手キリスト教学園	盛岡市	教育学習支援業
3	(株)ベアレン醸造所	盛岡市	製造業	12	岩手江刺農業協同組合	奥州市	複合サービス業
4	(株)ワイズマン	盛岡市	情報通信業	13	第一商事(株)	盛岡市	ビルメンテナンス業
5	(株)岩手銀行	盛岡市	金融業	14	(社福)永友会	盛岡市	医療福祉業
6	(株)東北銀行	盛岡市	金融業	15	(社福)とおの松寿会	遠野市	医療福祉業
7	イオンスーパーセンター(株)	盛岡市	小売業	16	(株)中央臨床メディエンス	盛岡市	医療福祉業
8	(株)薬王堂	矢巾町	小売業	17	(医)勝久会	大船渡市	医療業
9	(株)吉田測量設計	盛岡市	専門・技術サービス業				

お問い合わせは
岩手労働局

ユースエール認定については　職業安定部職業安定課（TEL：019－604－3004）
くるみん、プラチナくるみん、えるぼし、プラチナえるぼし認定については
雇用環境・均等室（TEL:019－604－3010）

技能検定のご案内

○技能検定とは

働く人の技能を一定の水準によって検定し、技能の高さを証明する国家検定制度です。職種ごとに、特級、1級、2級、3級及び単一等級に分かれ、実技試験及び学科試験が行われます。特級、1級及び単一等級の合格者には厚生労働大臣、2級及び3級の合格者には岩手県知事の合格証書が交付され、「技能士」の称号が与えられます。

試験は前期・後期の年2回実施されます。令和3年度前期技能検定の受験申請受付は、令和3年4月の予定です。

○技能検定に合格するメリット

①技術力の高さを証明することができます！

技能検定に合格すると「技能士」と名乗ることができ、個人の技術力の高さを対外的に示すことができます。企業では、従業員に技能士がいることで自社が高い技術力を持つ証明となり、高い信頼につながります。

②他資格試験の受験資格や一部試験免除が受けられます！

・労働安全コンサルタント試験
・職業訓練指導員試験
・作業環境測定士試験　等

③技術向上のモチベーションアップ！

より高い等級に挑戦し、技能士の資格を取得することは、個人のスキルアップにつながり、技術力に自信がつきます。

（※　これらのメリットは一例です。）

○若者への受検手数料の免除措置

日本でのものづくり分野に従事する若者の確保・育成を目的として、35歳未満の方が技能検定を受ける際の受検手数料を、一部免除しています。（最大で9,000円の免除）

○技能検定についてもっと知りたい方は

技能検定の試験の詳細や技能検定に合格するメリットについてさらに知りたい方は、厚生労働省HP（厚生労働省　技能検定で検索🔍）や技能検定ポータルサイト「技のとびら」をご覧ください。

若者の技能検定受検手数料減免措置について

ものづくり分野に従事する若者の確保・育成を目的として、35歳未満の方が2級又は3級を受検する際の受検手数料を一部免除しています。
また、技能五輪岩手県大会参加手数料についても、同様に免除となります。

対象者　実技試験実施日が属する年度の4月1日において、35歳に達していない方

○ 受検手数料

受検区分	実技・学科とも受検	実技のみ受検	学科のみ受検
婦人子供服製造職種	18，200円	15，100円	3，100円
機械検査職種			
上記以外の職種	21，300円	18，200円	

○ 実技試験受検手数料の免除額（2級又は3級に限る）

標準の受検手数料	免除額	減免後の受検手数料
15，100円	9，000円	6，100円
18，200円	9，000円	9，200円

備考：学科試験の受検手数料の免除はありません。

☆35歳未満の在校生(※)が3級実技試験を受検する場合はさらに安くなります！☆

標準の受検手数料	35歳未満の方の受検手数料
15，100円	2，900円
18，200円	2，900円

※　在校生とは、次のいずれかに該当する方です。
1　公共職業能力開発施設で訓練を受ける者（短期課程を除く）
2　認定職業訓練施設で訓練を受ける者（短期課程及び就職している者を除く）
3　高等学校、中等教育学校の後期課程、大学又は高等専門学校に在籍する者
4　1～3に準ずる者として岩手県知事が認める者

問い合わせ先
岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室
電話　019-629-5583

事業主の皆さまへ

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

就職氷河期世代を対象にした 職場実習・体験の受け入れにご協力ください

- この「職場実習・体験」は、現在も不本意ながら不安定な仕事に就いているなど、さまざまな課題に直面している就職氷河期世代の方々に、就労体験を通じて業種・職種に対する理解を深めていただくことを目的に実施するものです。
- 事業主の皆さま、職場実習・体験の受け入れにご協力をお願いします。

職場実習・体験の内容

事業所の職員の方が、実際に従事している業務の一部または全体を体験・見学できるような内容としていただきます。

受け入れの流れと手続き

1 「受入条件票」の作成・提出

職場実習・体験の内容や受け入れ条件を様式に記入いただきます。

2 希望者情報の受け取り

貴社での職場実習・体験を希望する方の情報をハローワークからお送りします。

3 実施計画書の作成・提出

受け入れを承諾いただける場合、実施計画書を作成・提出いただきます。

4 職場実習・体験の実施

必要に応じて、労働局やハローワークの担当者がサポートします。

5 「実施結果報告書」の作成・提出

職場実習・体験終了後、実施結果報告書を作成・提出いただきます。

6 謝金の受け取り

受け入れ人数１人当たり**最大２万円**の謝金を労働局よりお支払いします。

お問い合わせ・連絡先

詳細は、最寄りのハローワーク（裏面参照）へお問い合わせください。

※氷河期世代は、おおむね1993（平成５）年から2004（平成16）年に学校卒業期を迎えた世代を指しますが、本事業は、おおむね35歳以上55歳未満の方を対象にします。
※本事業は、就職氷河期世代の方に、安定就労に向けて職場体験を積んでいただくためのものです。実習終了後に受け入れ先事業所に雇用義務が生じるものではありません。

岩手県内のハローワーク所在地一覧

ハローワーク	所　在　地	電話番号
ハローワーク盛岡	盛岡市紺屋町7-26	019(624)8903 （職業紹介第二部門）
ハローワーク盛岡 菜園庁舎	盛岡市菜園1-12-18 （盛岡菜園センタービル）	019(908)0260 （就職氷河期世代専門窓口）
ハローワーク沼宮内	岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3	0195(62)2139
ハローワーク釜石	釜石市新町6-55	0193(23)8609
ハローワーク遠野	遠野市新町2-7	0198(62)2842
ハローワーク宮古	宮古市小山田1-1-1 （宮古合同庁舎1F）	0193(63)8609
ハローワーク花巻	花巻市城内9-27 （花巻合同庁舎1F）	0198(23)5118
ハローワーク一関	一関市山目字前田13-3	0191(23)4135
ハローワーク水沢	奥州市水沢東中通り1-5-35	0197(24)8609
ハローワーク北上	北上市大曲町5-17	0197(63)3314
ハローワーク大船渡	大船渡市大船渡町字赤沢17-3 （大船渡合同庁舎）	0192(27)4165
ハローワーク二戸	二戸市石切所字荷渡6-1 （二戸合同庁舎1F）	0195(23)3341
ハローワーク久慈	久慈市川崎町2-15	0194(53)3374

いわて女性活躍企業等認定制度について

県では、女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む企業等を「いわて女性活躍認定企業等」として認定しています。
認定には「ステップ１」「ステップ２」の２つの区分があり、認定された企業等には下記のような認定メリットを設けています。

認定のメリット（ステップ１、ステップ２共通）

・女性の活躍推進に取り組む企業等として、イメージがアップし、社会的評価が高まります。
・県のホームページ等により、広く県民に紹介します。
・職業安定所の求人登録票に表示できます。
・復興局が実施する「地域基幹産業人材確保支援事業費補助金」の「職場環境改善事業」の補助要件となっています（最大100万円）。
・企業局「いわて復興パワー」において、東北電力株式会社が指定する高圧契約をしている場合に、電気料金割引の対象となります。
・令和２年４月１日以降入札公告される、県営建設工事の総合評価落札方式条件付一般競争入札における技術提案評価項目に追加されます。

認定のメリット（ステップ２のみ）

・県単融資制度（県商工観光資金）にかかる保証料率の引き下げ（0.05%）の対象になります。
・日本政策金融公庫の特別貸付制度「働き方改革推進支援資金（地公体推進施策関連）」を利用できます。
・県が発注する特定の施策に係る物品納入（10万円以下）と印刷物製作業務（30万円以下）の契約について優先されます。
・県営建設工事競争入札参加資格審査基準の技術等評価点数の加点項目に追加されます。

「いわて女性活躍企業等認定制度」認定企業等一覧　（令和3年2月4日現在）

	H29	H30	R1	R2	合計	（再掲）更新企業
ステップ1	2	20	30	31	83	0
ステップ2	7	48	31	48	134	6
合計	9	68	61	79	217	6

【実企業数210社】

【認定区分：ステップ1】

No.	企業・団体名	業種	市町村	認定年月日	認定期間
1	東野建設工業株式会社	総合建設業	盛岡市	H29.12.28	H29.12.28～R2.12.27
2	株式会社アート不動産	不動産業	盛岡市	H30.2.16	H30.2.16～R3.2.15
3	株式会社二戸ファッションセンター	婦人既製服製造業	二戸市	H30.9.14	H30.9.14～R3.9.13
4	株式会社東亜エレクトロニクス	電気機械器具製造業	一戸町	H30.9.14	H30.9.14～R3.9.13
5	株式会社吉田測量設計	測量設計	盛岡市	H30.10.10	H30.10.10～R3.10.9

No.	企業・団体名	業種	市町村	認定年月日	認定期間
6	株式会社岩本電機	民生機器ハーネス部品製造	洋野町	H30.10.12	H30.10.12～R3.10.11
7	岩手モリヤ株式会社	婦人既製服製造業	久慈市	H30.10.12	H30.10.12～R3.10.11
8	株式会社ナカイズミ野田工場	縫製業	野田村	H30.10.12	H30.10.12～R3.10.11
9	地熱エンジニアリング株式会社	地熱発電・開発に関わるコンサルタント・調査等	滝沢市	H30.11.19	H30.11.19～R3.11.18
10	株式会社ファーマ・ラボ	調剤薬局、一般薬販売	久慈市	H30.11.19	H30.11.19～R3.11.18
11	株式会社久慈自動車学校	指定自動車教習所	久慈市	H30.11.28	H30.11.28～R3.11.27
12	株式会社いわて愛隣会	介護福祉サービス業	矢巾町	H30.11.28	H30.11.28～R3.11.27
13	株式会社中舘建設	総合建設業、高齢者介護福祉事業	二戸市	H30.11.28	H30.11.28～R3.11.27
14	地方独立行政法人岩手県工業技術センター	学術研究(試験・研究)	盛岡市	H30.12.26	H30.12.26～R3.12.25
15	株式会社双葉設備アンドサービス	建設業(管工事)	盛岡市	H31.1.9	H31.1.9～R4.1.8
16	八幡平市国民健康保険西根病院	病院	八幡平市	H31.1.9	H31.1.9～R4.1.8
17	公益財団法人岩手県土木技術振興協会	その他技術サービス業	盛岡市	H31.1.23	H31.1.23～R4.1.22
18	株式会社外林　盛岡支店	菓子卸売業	矢巾町	H31.2.22	H31.2.22～R4.2.21
19	合同会社スプリングブリーズ	介護サービス業	盛岡市	H31.3.4	H31.3.4～R4.3.3
20	樋下建設株式会社	総合建設業	盛岡市	H31.3.4	H31.3.4～R4.3.3
21	株式会社アンドファーム	農業(耕種農業・畑作・野菜)	岩手町	H31.3.11	H31.3.11～R4.3.10
22	有限会社クリップ	印刷業(グラフィックデザイン)	盛岡市	H31.3.20	H31.3.20～R4.3.19
23	株式会社いんべクリーニング	生活関連サービス業	盛岡市	R1.6.11	R1.6.11～R4.6.10
24	株式会社オリテック21	建設業	矢巾町	R1.6.17	R1.6.17～R4.6.16
25	株式会社二戸サントップ	既製紳士服縫製業	二戸市	R1.6.21	R1.6.21～R4.6.20
26	株式会社リードコナン	情報サービス業	盛岡市	R1.6.26	R1.6.26～R4.6.25
27	株式会社プランタンいずみ	製造業(子供服)	久慈市	R1.8.22	R1.8.22～R4.8.21
28	株式会社共栄薬品	小売業、サービス業	盛岡市	R1.8.22	R1.8.22～R4.8.21
29	株式会社おがよし	鮮魚出荷販売、冷凍冷蔵業、冷凍加工食品業、廻船問屋	宮古市	R1.8.22	R1.8.22～R4.8.21
30	株式会社カガヤ	製造業(①鋼構造物事業②建築事業③メガソーラー事業)	盛岡市	R1.8.29	R1.8.29～R4.8.28
31	大和水産株式会社	水産加工業	山田町	R1.9.3	R1.9.3～R4.9.2
32	岩手開発産業株式会社	旅行業、印刷業、不動産業、骨材砕石等販売業	大船渡市	R1.9.11	R1.9.11～R4.9.10
33	株式会社小原建設	特定建設業	北上市	R1.10.11	R1.10.11～R4.10.10
34	株式会社ホンダ四輪販売北・東北	自動車販売業及び整備業	盛岡市	R1.10.18	R1.10.18～R4.10.17
35	ホンダカーズ岩手南株式会社	自動車販売業及び整備業	奥州市	R1.10.18	R1.10.18～R4.10.17
36	南ホンダ自動車株式会社	自動車販売業及び整備業	盛岡市	R1.10.18	R1.10.18～R4.10.17

No.	企業・団体名	業種	市町村	認定年月日	認定期間
37	株式会社ホンダベルノ南岩手	自動車販売業及び整備業	一関市	R1.10.18	R1.10.18～R4.10.17
38	有限会社嵯峨自動車商会	自動車販売業及び整備業	久慈市	R1.10.18	R1.10.18～R4.10.17
39	奥羽ホンダ販売株式会社	自動車販売業及び整備業	二戸市	R1.10.18	R1.10.18～R4.10.17
40	有限会社ミツワ自動車販売	自動車販売業及び整備業	軽米町	R1.10.18	R1.10.18～R4.10.17
41	有限会社大井漁業部	水産加工業	宮古市	R1.10.23	R1.10.23～R4.10.22
42	社会福祉法人新生会	社会福祉事業（障がい）	矢巾町	R1.11.12	R1.11.12～R4.11.11
43	インターワイヤード株式会社岩手胆沢工場	電線、ケーブル、ヒーター線類及びワイヤーリングハーネスの製造、加工、販売	奥州市	R1.11.21	R1.11.21～R4.11.20
44	衣正家	飲食店（中華料理店）	花巻市	R1.12.2	R1.12.2～R4.12.1
45	株式会社十文字チキンカンパニー	畜産食料品製造業	二戸市	R1.12.6	R1.12.6～R4.12.5
46	ブリヂストンタイヤ岩手販売株式会社	卸売業	盛岡市	R1.12.11	R1.12.11～R4.12.10
47	株式会社壮関岩手大槌工場	食品製造業（茎わかめ）	大槌町	R2.1.6	R2.1.6～R5.1.5
48	公益財団法人いわて産業振興センター	サービス業（県内中小企業等の総合支援機関）	盛岡市	R2.1.7	R2.1.7～R5.1.6
49	株式会社ゼネラル・オイスター大槌事業本部大槌センター	水産加工業（牡蠣加工品の製造・販売）	大槌町	R2.2.5	R2.2.5～R5.2.4
50	ニッコー・ファインメック株式会社	サービス業	一関市	R2.2.12	R2.2.12～R5.2.11
51	株式会社めんこいメディアブレーン	人材派遣業・人材紹介業	盛岡市	R2.2.20	R2.2.20～R5.2.19
52	株式会社岩泉総合観光	観光サービス業	岩泉町	R2.3.19	R2.3.19～R5.3.18
53	社会福祉法人山形福祉会	介護老人福祉施設等	久慈市	R2.4.21	R2.4.21～R5.4.20
54	丸奥自動車工業株式会社	自動車販売整備	田野畑村	R2.4.21	R2.4.21～R5.4.20
55	株式会社青紀土木	建設業	釜石市	R2.4.27	R2.4.27～R5.4.26
56	重茂漁業協同組合	漁業協同組合	宮古市	R2.5.13	R2.5.13～R5.5.12
57	株式会社明和土木	建設業	大船渡市	R2.5.21	R2.5.21～R5.5.20
58	豊島建設株式会社	建設業	大船渡市	R2.5.28	R2.5.28～R5.5.27
59	佐藤建設株式会社	建設業	田野畑村	R2.6.23	R2.6.23～R5.6.22
60	株式会社阿部長商店 大船渡食品	製造業（水産食料品製造）	大船渡市	R2.8.6	R2.8.6～R5.8.5
61	株式会社岩手サントップ	製造業（紳士既製服）	一関市	R2.8.25	R2.8.25～R5.8.24
62	株式会社フジテック岩手	卸売、小売業（農業機械、自動車）、建設業	一関市	R2.8.28	R2.8.28～R5.8.27
63	青柳建設株式会社	建設業	一関市	R2.9.29	R2.9.29～R5.9.28
64	刈屋建設株式会社	建設業	宮古市	R2.9.29	R2.9.29～R5.9.28
65	第一ビジネス・フォーム株式会社 盛岡支店	製造業（印刷業）	滝沢市	R2.10.5	R2.10.5～R5.10.4
66	第一開明株式会社	製造業（ガス製造業）	盛岡市	R2.10.5	R2.10.5～R5.10.4
67	株式会社中央コーポレーション	建設業	花巻市	R2.10.13	R2.10.13～R5.10.12

No.	企業・団体名	業種	市町村	認定年月日	認定期間
68	山善鉄工建設株式会社	建設業	二戸市	R2.11.16	R2.11.16～R5.11.15
69	サンコー食品株式会社	製造業（水産食料品製造）	大船渡市	R2.11.16	R2.11.16～R5.11.15
70	株式会社熊谷工務店	建設業	盛岡市	R2.11.16	R2.11.16～R5.11.15
71	東磐運送株式会社	運輸業、郵便業（一般貨物自動車運送業）	一関市	R2.11.16	R2.11.16～R5.11.15
72	東日本コンクリート株式会社 盛岡営業所	建設業	盛岡市	R2.11.25	R2.11.25～R5.11.24
73	株式会社山下組	建設業	花巻市	R2.11.27	R2.11.27～R5.11.26
74	株式会社佐武建設	建設業	陸前高田市	R2.11.27	R2.11.27～R5.11.26
75	東陵総業株式会社	サービス業（ビルメンテナンス業、警備業）、宿泊業	釜石市	R2.12.7	R2.12.7～R5.12.6
76	遠野建設工業株式会社	建設業	遠野市	R2.12.7	R2.12.7～R5.12.6
77	ヤマキ総業株式会社	建設業	宮古市	R2.12.11	R2.12.11～R5.12.10
78	高惣建設株式会社	建設業	奥州市	R2.12.25	R2.12.25～R5.12.24
79	有限会社アース	建設業	雫石町	R2.12.25	R2.12.25～R5.12.24
80	ヒカミ株式会社	建設業	陸前高田市	R3.2.1	R3.2.1～R6.1.31
81	釜石流通団地水産加工業協同組合	運輸業、郵便業（冷蔵倉庫業）	釜石市	R3.2.1	R3.2.1～R6.1.31
82	株式会社田中建設	建設業	一戸町	R3.2.4	R3.2.4～R6.2.3
83	株式会社小成良治商店	建設業、卸売業・小売業（米穀、燃料等小売）	宮古市	R3.2.4	R3.2.4～R6.2.3

【認定区分：ステップ2】

No.	企業・団体名	業種	市町村	認定年月日	認定期間
1	国立大学法人岩手大学	教育機関	盛岡市	H29.12.28	R2.12.25～R512.24
2	株式会社北日本朝日航洋	測量、建設コンサルタント	盛岡市	H29.12.28	R2.12.25～R512.24
3	株式会社プラザ企画	ホテル業	奥州市	H29.12.28	R2.12.25～R5.12.24
4	株式会社北日本銀行	金融業	盛岡市	H30.2.16	R3.1.18～R6.1.17
5	株式会社タカヤ	建設業	盛岡市	H30.3.19	H30.3.19～R3.3.18
6	大和リース株式会社岩手支店	建設業	盛岡市	H30.3.27	H30.3.27～R3.3.26
7	東京海上日動火災保険株式会社盛岡支店	金融業、保険業	盛岡市	H30.3.27	H30.3.27～R3.3.26
8	工藤建設株式会社	建設業	奥州市	H30.5.14	R2.12.25～R512.24
9	公立大学法人岩手県立大学	高等教育機関	滝沢市	H30.7.18	H30.7.18～R3.7.17
10	株式会社いわい	特定建設業	一関市	H30.7.18	H30.7.18～R3.7.17
11	宮城建設株式会社	建設業	久慈市	H30.8.8	H30.8.8～R3.8.7
12	杜陵高速印刷株式会社	印刷業	盛岡市	H30.9.6	H30.9.6～R3.9.5
13	株式会社スズキ自販岩手	自動車卸売・小売	盛岡市	H30.9.6	H30.9.6～R3.9.5

No.	企業・団体名	業種	市町村	認定年月日	認定期間
14	富士水工業株式会社	管・水道施設・土木	盛岡市	H30.9.6	H30.9.6～R3.9.5
15	有限会社タニムラフードサービス	畜産品製造業	久慈市	H30.9.14	R2.12.25～R512.24
16	株式会社仁田工務店	土木工事業、建築工事業	一関市	H30.10.2	H30.10.2～R3.10.1
17	株式会社アイオー精密	精密機械金属部品加工	花巻市	H30.10.10	H30.10.10～R3.10.9
18	医療法人勝久会	医療・福祉業	大船渡市	H30.10.10	H30.10.10～R3.10.9
19	株式会社東日本アドテック	福祉事業	盛岡市	H30.10.10	H30.10.10～R3.10.9
20	株式会社西部産業盛岡南ドライビングスクール	教育・学習支援 （指定自動車教習所）	盛岡市	H30.10.10	H30.10.10～R3.10.9
21	プレステック株式会社	特定建設業	久慈市	H30.10.12	H30.10.12～R3.10.11
22	有限会社武田パーツ	製造業	一関市	H30.10.16	H30.10.16～R3.10.15
23	株式会社ミクニ 盛岡事業所	輸送用機械器具製造業	滝沢市	H30.11.19	H30.11.19～R3.11.18
24	株式会社高光建設	建設業	盛岡市	H30.11.19	H30.11.19～R3.11.18
25	板谷建設株式会社	総合工事業（土木工事、建築工事、舗装工事）	奥州市	H30.11.19	H30.11.19～R3.11.18
26	及常建設株式会社	建設業	奥州市	H30.11.19	H30.11.19～R3.11.18
27	株式会社長島製作所	金属部品製造	一関市	H30.11.19	H30.11.19～R3.11.18
28	株式会社吉田測量設計	測量設計	盛岡市	H30.11.19	H30.11.19～R3.11.18
29	東野建設工業株式会社	総合建設業	盛岡市	H30.11.19	H30.11.19～R3.11.18
30	株式会社昭和建設	特定建設業	盛岡市	H30.11.19	H30.11.19～R3.11.18
31	丸上建設株式会社	建設業	奥州市	H30.11.19	H30.11.19～R3.11.18
32	山田建設株式会社	建設業	久慈市	H30.11.19	H30.11.19～R3.11.18
33	美和ロック株式会社　盛岡工場	建築用錠前製造業	盛岡市	H30.11.28	H30.11.28～R3.11.27
34	株式会社平野組	総合建設業	一関市	H30.11.28	H30.11.28～R3.11.27
35	蒲野建設株式会社	建設業、砕石業、産業廃棄物処理業	久慈市	H30.11.28	H30.11.28～R3.11.27
36	種市電工株式会社	建設業（電気工事業）	洋野町	H30.11.28	H30.11.28～R3.11.27
37	有限会社オーツー	冷暖房・換気設備等の設備設計・施工	盛岡市	H30.11.28	H30.11.28～R3.11.27
38	株式会社菊池技研コンサルタント	建設コンサルタント	大船渡市	H30.11.28	H30.11.28～R3.11.27
39	信幸プロテック株式会社	建設業(管工事業)	矢巾町	H30.12.5	H30.12.5～R3.12.4
40	医療法人社団帰厚堂	医療業	矢巾町	H30.12.6	H30.12.6～R3.12.5
41	南建設株式会社	一般土木建築工事業(道路新設工事、道路改修工事、工場棟の新築工事、他)	軽米町	H30.12.26	H30.12.26～R3.12.25
42	株式会社ミナミ	産業廃棄物処理業、砕石業、土木工事業(木くず、がれき類、汚泥の中間処理　他)	軽米町	H30.12.26	H30.12.26～R3.12.25
43	株式会社小田島組	建設業	北上市	H30.12.26	H30.12.26～R3.12.25
44	協友建設株式会社	土木・舗装工事業	奥州市	H31.1.9	H31.1.9～R4.1.8

No.	企業・団体名	業種	市町村	認定年月日	認定期間
45	岩手道路開発株式会社	道路区画線・道路標識の設置　道路付属物販売　常温合材の製造販売他	盛岡市	H31.1.9	H31.1.9～R4.1.8
46	株式会社アルバライフ	建設業	二戸市	H31.1.23	H31.1.23～R4.1.22
47	株式会社マルハン　マルハン水沢店	サービス・接客業	奥州市	H31.1.23	H31.1.23～R4.1.22
48	株式会社栄組	建設業	遠野市	H31.1.23	H31.1.23～R4.1.22
49	株式会社ミチノク	自動販売機による清涼飲料水の販売	奥州市	H31.1.28	H31.1.28～R4.1.27
50	株式会社小友建設	建設業(土木・建築等総合建設業)	遠野市	H31.1.28	H31.1.28～R4.1.27
51	株式会社水清建設	建設業	矢巾町	H31.1.28	H31.1.28～R4.1.27
52	有限会社かさい農産	農業(野菜の生産、販売、青果卸販売)	一関市	H31.2.22	H31.2.22～R4.2.21
53	東北電力株式会社岩手支店	電気事業	盛岡市	H31.2.22	H31.2.22～R4.2.21
54	盛岡セイコー工業株式会社	製造業	雫石町	H31.3.11	H31.3.11～R4.3.10
55	東北エンジニアリング株式会社	建設コンサルタント	滝沢市	H31.3.15	H31.3.15～R4.3.14
56	JX金属ﾌﾟﾚｼｼﾞｮﾝﾃｸﾉﾛｼﾞｰ株式会社　江刺工場	製造業（電子部品の電気めっき）	奥州市	H31.4.10	H31.4.10～R4.4.9
57	株式会社サトウ精機	製造業	花巻市	H31.4.10	H31.4.10～R4.4.9
58	株式会社ベアレン醸造所	ビール製造業、飲食業	盛岡市	H31.4.11	H31.4.11～R4.4.10
59	株式会社板宮建設	建設業	金ケ崎町	R1.5.8	R1.5.8～R4.5.7
60	社会福祉法人とおの松寿会	社会福祉事業	遠野市	R1.5.27	R1.5.27～R4.5.26
61	株式会社七星	剣道具の製造・開発	久慈市	R1.6.24	R1.6.24～R4.6.23
62	株式会社花耶	理美容業	盛岡市	R1.7.3	R1.7.3～R4.7.2
63	胆沢平野土地改良区	土地改良事業	奥州市	R1.7.23	R1.7.23～R4.7.22
64	陸中建設株式会社	建設業	宮古市	R1.7.23	R1.7.23～R4.7.22
65	社会福祉法人みちのく大寿会	介護老人福祉施設の経営	洋野町	R1.8.20	R1.8.20～R4.8.19
66	株式会社日ピス岩手	輸送用機械器具製造業	一関市	R1.9.9	R1.9.9～R4.9.8
67	リコージャパン株式会社岩手支社	小売、卸売	盛岡市	R1.9.11	R1.9.11～R4.9.10
68	樋下建設株式会社	総合建設業	盛岡市	R1.10.30	R1.10.30～R4.10.29
69	EC南部コーポレーション株式会社	建設業	奥州市	R1.11.12	R1.11.12～R4.11.11
70	株式会社東北工商	建設業	盛岡市	R1.11.21	R1.11.21～R4.11.20
71	株式会社松田製作所	製造業	花巻市	R1.11.26	R1.11.26～R4.11.25
72	株式会社夢実耕望	健康食品製造業	二戸市	R1.12.2	R1.12.2～R4.12.1
73	社会福祉法人つくし会	介護保険事業	一関市	R1.12.12	R1.12.12～R4.12.11
74	株式会社いわて愛隣会	介護福祉サービス業	矢巾町	R1.12.19	R1.12.19～R4.12.18
75	有限会社タカハシ薬局	調剤薬局	花巻市	R1.12.25	R1.12.25～R4.12.24

No.	企業・団体名	業種	市町村	認定年月日	認定期間
76	有限会社たかき薬局	調剤薬局	花巻市	R1.12.25	R1.12.25～R4.12.24
77	丸協建設株式会社	建設業（土木、建築及び舗装工事の請負）	奥州市	R2.1.6	R2.1.6～R5.1.5
78	三陸土建株式会社	総合建設業	盛岡市	R2.1.21	R2.1.21～R5.1.20
79	株式会社ツガワ	電気機械機器製造業	花巻市	R2.1.23	R2.1.23～R5.1.22
80	桜千株式会社	建設業	盛岡市	R2.1.28	R2.1.28～R5.1.27
81	モルデック株式会社宮古工場	製造業（精密プラスチック成型品の製造・販売、精密コネクター（OEM）の製造・販売等）	宮古市	R2.2.20	R2.2.20～R5.2.19
82	宇部建設株式会社	建設業	一関市	R2.2.27	R2.2.27～R5.2.26
83	株式会社セイコウ	不動産業	一関市	R2.2.27	R2.2.27～R5.2.26
84	株式会社富士通ゼネラルエレクトロニクス	電気通信機器の製造販売	一関市	R2.3.3	R2.3.3～R5.3.2
85	株式会社山元	建設業、海運業、ホテル業	釜石市	R2.3.9	R2.3.9～R5.3.8
86	株式会社岩渕建設	建設業	一関市	R2.3.27	R2.3.27～R5.3.26
87	株式会社遠忠	建設業	八幡平市	R2.4.17	R2.4.17～R5.4.16
88	中亀建設株式会社	建設業	盛岡市	R2.4.17	R2.4.17～R5.4.16
89	株式会社千葉建設	建設業	一関市	R2.4.17	R2.4.17～R5.4.16
90	株式会社ケアート	障がい者福祉	花巻市	R2.5.13	R2.5.13～R5.5.12
91	株式会社伊藤組	建設業	花巻市	R2.5.13	R2.5.13～R5.5.12
92	株式会社NTT東日本-東北 岩手支店	電気通信業	盛岡市	R2.5.22	R2.5.22～R5.5.21
93	公益社団法人花巻青年会議所	公益社団法人	花巻市	R2.5.29	R2.5.29～R5.5.28
94	東照建設株式会社	建設業	盛岡市	R2.5.29	R2.5.29～R5.5.28
95	株式会社テラ	建設業	遠野市	R2.6.16	R2.6.16～R5.6.15
96	協積産業株式会社	建設業	盛岡市	R2.6.19	R2.6.19～R5.6.18
97	株式会社みちのくリアライズ	建設業	盛岡市	R2.6.23	R2.6.23～R5.6.22
98	北栄調査設計株式会社	建設コンサルタント業	矢巾町	R2.6.25	R2.6.25～R5.6.24
99	株式会社佐藤組	建設業	北上市	R2.7.16	R2.7.16～R5.7.15
100	日立オートモティブシステムズハイキャスト株式会社	製造業（輸送用機械器具）	北上市	R2.8.6	R2.8.6～R5.8.5
101	株式会社白ゆり	印刷業、教育、学習支援業	盛岡市	R2.8.6	R2.8.6～R5.8.5
102	株式会社中村建設	建設業	雫石町	R2.8.6	R2.8.6～R5.8.5
103	株式会社山友建設	建設業	一関市	R2.8.21	R2.8.21～R5.8.20
104	有限会社東北農林建設	建設業	盛岡市	R2.9.7	R2.9.7～R5.9.6
105	日本住宅株式会社	建設業	盛岡市	R2.9.7	R2.9.7～R5.9.6
106	株式会社高福組	建設業	八幡平市	R2.9.7	R2.9.7～R5.9.6

No.	企業・団体名	業種	市町村	認定年月日	認定期間
107	株式会社内澤建設	建設業	盛岡市	R2.9.28	R2.9.28～R5.9.27
108	特定医療法人盛岡つなぎ温泉病院	医療業	盛岡市	R2.9.28	R2.9.28～R5.9.27
109	株式会社長谷川建設	建設業	陸前高田市	R2.10.1	R2.10.1～R5.9.30
110	社会保険労務士法人ワイズコンサルタンツ	学術研究、専門・技術サービス業（社会保険労務士事務所）	矢巾町	R2.10.6	R2.10.6～R5.10.5
111	株式会社佐藤組	建設業	岩泉町	R2.10.6	R2.10.6～R5.10.5
112	株式会社佐々木組	建設業	一関市	R2.10.6	R2.10.6～R5.10.5
113	株式会社佐藤建設	建設業	岩手町	R2.10.27	R2.10.27～R5.10.26
114	菱和建設株式会社	建設業	盛岡市	R2.11.11	R2.11.11～R5.11.10
115	株式会社青紀土木	建設業	釜石市	R2.11.16	R2.11.16～R5.11.15
116	昭栄建設株式会社	建設業	盛岡市	R2.11.16	R2.11.16～R5.11.15
117	岩手基礎工業株式会社	建設業	北上市	R2.11.27	R2.11.27～R5.11.26
118	小野新建設株式会社	建設業	岩泉町	R2.12.1	R2.12.1～R5.11.30
119	小山田電業株式会社	建設業	宮古市	R2.12.7	R2.12.7～R5.12.6
120	株式会社藤森測量設計	学術研究、専門・技術サービス業（建設コンサルタント業）	久慈市	R2.12.7	R2.12.7～R5.12.6
121	進栄建設株式会社	建設業	奥州市	R2.12.15	R2.12.15～R5.12.14
122	株式会社佐賀組	建設業	大船渡市	R2.12.15	R2.12.15～R5.12.14
123	株式会社菊地建設	建設業	宮古市	R2.12.15	R2.12.15～R5.12.14
124	株式会社村山電機商会	建設業	宮古市	R2.12.15	R2.12.15～R5.12.14
125	株式会社大久保建設	建設業	花巻市	R2.12.25	R2.12.25～R5.12.24
126	株式会社佐武建設	建設業	陸前高田市	R2.12.25	R2.12.25～R5.12.24
127	株式会社TERUI	建設業	花巻市	R2.12.25	R2.12.25～R5.12.24
128	東日本交通株式会社	運輸業（一般貸切旅客自動車運送業）	盛岡市	R3.1.8	R3.1.8～R6.1.7
129	遠野建設工業株式会社	建設業	遠野市	R3.1.18	R3.1.18～R6.1.17
130	富国生命保険相互会社 盛岡支社	金融業、保険業（生命保険業）	盛岡市	R3.1.18	R3.1.18～R6.1.17
131	株式会社丹野組	建設業、不動産業	二戸市	R3.1.28	R3.1.28～R6.1.27
132	県北緑化株式会社	建設業	岩泉町	R3.1.28	R3.1.28～R6.1.27
133	内田工事株式会社	建設業	北上市	R3.2.1	R3.2.1～R6.1.31
134	岩舘電気株式会社	建設業	盛岡市	R3.2.4	R3.2.4～R6.2.3

申請書のダウンロード等、詳細はホームページをご覧ください

https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/seishounendanjo/1004930/1004931.html

問い合わせ先　岩手県環境生活部若者女性協働推進室　女性活躍支援担当　電話　019-629-5346

5 「いわて子育てにやさしい企業等」の認証について

県では、仕事と子育ての両立支援など男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む企業等を認証しています。

〈申請について〉

○対象

県内に本社又は主たる事務所があり、常時雇用する労働者の数が100人以下の中小企業等。

○認証基準

1　次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、労働局に届け出ていること。
2　仕事と子育ての両立支援の取組や従業員が望む妊娠・出産を実現するための取組などを行っていること。
3　育児・介護休業法に沿った育児休業制度及び2の取組について、就業規則又は労働協約に規定していること。
4　「応援宣言」又は「企業内子育て支援推進員」を配置していること。

○申請書提出先

・所管の広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境センター

○申請書のダウンロード

https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kosodate/shoushika/1003469/1003472.html

〈認証のメリット〉

・子育て支援に取組む企業等としてイメージがアップし、社会的評価が高まります。

・職業安定所の求人登録票に表示できます。

・県単融資制度（県商工観光資金）に係る保険料率の引下げ（0.05%）の対象になります。

・県が発注する特定の施策に係る物品購入（10万円以下）と印刷物制作業（30万円以下）の契約について優先されます。

・公益財団法人いきいき岩手支援財団の「子育てにやさしい職場環境づくり助成金」の対象になります（最大30万円）。

・復興局が実施する「地域基幹産業人材確保支援事業費補助金」の「職場環境改善事業」の補助要件となっています（最大100万円）。

・2019、2020県営建設工事競争入札参加資格審査基準の技術等評価点数の加点項目へ追加されます。

・令和2年4月1日以降入札される県営建設工事の総合評価落札方式条件付き一般競争入札における技術提案評価項目へ追加されます。

〈認証状況（延べ認証企業数）〉

	H19～H29	H30	R1	R3.1末	合計
新規認証	49	42	32	63	186
継続認証	16	6	3	7	32
合計	65	48	35	70	218

【実企業数155社】

「いわて子育てにやさしい企業等」認証企業等一覧（R3.1末時点）

No.	社名	業種（事業内容）	市町村	認証期間
1	社会福祉法人誠心会	社会福祉法人	葛巻町	R2.3.6～R5.3.5
2	社陵高速印刷株式会社	製造業（印刷業）	盛岡市	H30.8.8～R3.8.7
3	及常建設株式会社	建設業	奥州市	H31.1.29～R4.1.28
4	社会福祉法人矢巾親和会	社会福祉事業、保育所	矢巾町	R1.5.7～R4.5.6
5	株式会社小松製菓	食品製造業	二戸市	H31.3.25～R4.3.24
6	川嶋印刷株式会社	製造業	一関市	H31.3.27～R4.3.26
7	㈲奥州ネット	IT通信業（通信事業、ICコンサルティング事業）	奥州市	R2.1.10～R5.1.9
8	株式会社北日本朝日航洋	測量、建設コンサルタント	盛岡市	H30.12.28～R3.12.27
9	新生ビル管理株式会社	ビルメンテナンス業	一関市	H31.2.25～R4.2.24
10	有限会社かさい農産	農業	一関市	R2.9.24～R5.9.23
11	社会福祉法人楽水会	特別養護老人ホーム	釜石市	R2.4.30～R5.4.29
12	工藤建設株式会社	建設業	奥州市	R2.9.18～R5.9.17
13	進栄建設株式会社	建設業	奥州市	R2.11.27～R5.11.26
14	佐藤晃信税理士事務所	税理士事務所	奥州市	R 2.12.7～ R 5.12.6
15	佐野建設株式会社	総合建設業	奥州市	R3.1.29～R6.1.28
16	有限会社越後屋不動産	不動産業、賃貸不動産管理業	一関市	H30.2.16～R3.2.15
17	株式会社新鉛温泉愛隣館	旅館業	花巻市	H30.3.19～R3.3.18
18	株式会社いわい	特定建設業	一関市	R3.3.22～R6.3.21
19	丸上建設株式会社	建設業	奥州市	H30.4.5～R3.4.4
20	株式会社西部産業盛岡南ドライビングスクール	教育・学習支援	盛岡市	H30.4.5～R3.4.4
21	株式会社久慈自動車学校	教育・学習支援	久慈市	H30.8.21～R3.8.20
22	株式会社仁田工務店	土木工事業　建設工事業	一関市	H30.9.10～R3.9.9

No.	社名	業種（事業内容）	市町村	認証期間
23	岩手開発産業株式会社	旅行業、印刷業、不動産業、砕石販売業	大船渡市	H30.9.12～R3.9.11
24	株式会社高光建設	建設業	盛岡市	H30.9.19～R3.9.18
25	プレステック株式会社	建設業	久慈市	H30.10.1～R3.9.30
26	有限会社武田パーツ	製造業	一関市	H30.10.16～R3.10.15
27	兼田建設株式会社	総合建設業	久慈市	H30.10.16～R3.10.15
28	株式会社昭和建設	特定建設業	盛岡市	H30.10.24～R3.10.23
29	種市電工株式会社	建設業	洋野町	H30.11.6～R3.11.5
30	山田建設株式会社	建設業	久慈市	H30.11.6～R3.11.5
31	みなとや薬局	調剤薬局	宮古市	H30.11.22～R3.11.21
32	株式会社丹野組	総合建設業	二戸市	H30.11.22～R3.11.21
33	有限会社オーツー	建設業	盛岡市	H30.12.4～R3.12.3
34	株式会社プライム下館工務店	建設業	洋野町	H30.12.5～R3.12.4
35	蒲野建設株式会社	建設業、採石業、産業廃棄物処理業	久慈市	H30.12.14～R3.12.13
36	板谷建設株式会社	総合工事業	奥州市	H30.12.17～R3.12.16
37	株式会社島元組	建設業	奥州市	H30.12.17～R3.12.16
38	EC南部コーポレーション株式会社	建設業	奥州市	H30.12.17～R3.12.16
39	株式会社オフィスone	建設業	奥州市	H30.12.17～R3.12.16
40	協友建設株式会社	土木・舗装工事業	奥州市	H30.12.17～R3.12.16
41	株式会社中舘建設	総合建設業、高齢者介護福祉事業	二戸市	H30.12.21～R3.12.20
42	株式会社都南建設	建設業	盛岡市	H30.12.26～R3.12.25
43	株式会社双葉設備アンドサービス	建設業	盛岡市	H30.12.26～R3.12.25
44	有限会社遊探総合企画	広告業	盛岡市	H30.12.26～R3.12.25
45	岩手道路開発株式会社	交通安全設備工事業	盛岡市	H30.12.26～R3.12.25
46	千葉建設株式会社	建設業	奥州市	H30.12.26～R3.12.25
47	合同会社スプリングブリーズ	介護サービス業	盛岡市	H31.1.9～R4.1.8
48	南建設株式会社	一般土木建築工事業	軽米町	H31.1.15～R4.1.14
49	株式会社ミナミ	産業廃棄物処理業	軽米町	H31.1.15～R4.1.14
50	株式会社東野組	建設業	一戸町	H31.1.16～R4.1.15
51	株式会社アルバライフ	建設業	二戸市	H31.1.16～R4.1.15
52	JUKE300	飲食業	奥州市	H31.1.17～R4.1.16
53	柴田建設有限会社	建設業・採石業	一戸町	H31.1.22～R4.1.21
54	株式会社小友建設	建設業	遠野市	H31.1.28～R4.1.27
55	株式会社ホソカワ	建設業	奥州市	H31.1.29～R4.1.28

No.	社名	業種（事業内容）	市町村	認証期間
56	株式会社城北商事	旅客自動車運送業	盛岡市	H31.2.1～R4.1.31
57	社会福祉法人新里紫桐会	社会福祉事業	宮古市	H31.2.5～R4.2.4
58	社会福祉法人とおの松寿会	社会福祉事業	遠野市	H31.3.14～R4.3.13
59	株式会社東北プランニング	建設コンサルタント事業	奥州市	H31.3.25～R4.3.24
60	医療法人社団仁愛会	介護保険事業	一関市	H31.3.26～R4.3.25
61	ルネッサンスルパン株式会社	システム開発・プログラム開発	盛岡市	H31.4.1～R4.3.31
62	株式会社ベアレン醸造所	ビール製造業、飲食業	盛岡市	H31.4.23～R4.4.22
63	旭ボーリング株式会社	建設業	北上市	H31.4.25～R4.4.24
64	合同会社　藤	広告業	一関市	R1.5.28～R4.5.27
65	株式会社菊池技研コンサルタント	建設コンサルタント	大船渡市	R1.6.19～R4.6.18
66	有限会社　吉昭石材工業	墓石小売業	盛岡市	R1.6.26～R4.6.24
67	胆沢平野土地改良区	農業土木	奥州市	R1.7.26～R4.7.25
68	株式会社遠野施設管理サービス	サービス業	遠野市	R1.8.21～R4.8.20
69	株式会社ハウジングサポート	建設事業	盛岡市	R1.8.23～R4.8.22
70	有限会社タニムラフードサービス	食品製造業	久慈市	R1.9.1～R4.8.31
71	株式会社海楽荘	宿泊業	大船渡市	R1.10.31～R4.10.30
72	有限会社小島製菓	食品製造業	釜石市	R1.11.12～R4.11.11
73	社会福祉法人みちのく大寿会	福祉	洋野町	R1.12.4～R4.12.3
74	トラストテック株式会社	電気工事	盛岡市	R1.12.4～R4.12.3
75	近藤電機	電気工事	盛岡市	R1.12.5～R4.12.4
76	伊藤玲子社会保険労務士事務所	社会保険労務士業	盛岡市	R1.12.5～R4.12.4
77	株式会社スターハーネス	製造業	奥州市	R1.12.5～R4.12.4
78	医療法人　美翔会	医療業	盛岡市	R1.12.13～R4.12.12
79	はしば歯科医院	医療業	盛岡市	R1.12.13～R4.12.12
80	有限会社　バルーン・スケッチ	サービス業	盛岡市	R2.1.8～R5.1.7
81	ナラビットホールディングス株式会社	介護事業	盛岡市	R2.1.8～R5.1.7
82	後藤林業	林業	一関市	R2.1.8～R5.1.7
83	マルセイ建設株式会社	建設業	盛岡市	R2.1.10～R5.1.9
84	有限会社吉田塗装工業	建設業	盛岡市	R2.1.10～R5.1.9
85	県北緑化株式会社	建設業	岩泉町	R2.1.10～R5.1.9
86	丸協建設株式会社	建設業	奥州市	R2.1.28～R5.1.27
87	株式会社ベスト	製造業	北上市	R2.2.12～R5.2.11
88	株式会社東北工商	建設業	盛岡市	R2.2.18～R5.2.17

No.	社名	業種（事業内容）	市町村	認証期間
89	宇部建設株式会社	建設業	一関市	R2.3.6～R5.3.5
90	株式会社岩渕建設	建設業	一関市	R2.3.6～R5.3.5
91	株式会社山元	建設業	釜石市	R2.3.13～R5.3.12
92	有限会社　菅原建設	建設業	奥州市	R2.3.13～R5.3.12
93	陸中建設株式会社	建設業	宮古市	R2.4.30～R5.4.29
94	丸亀　吉田　良平	飲食サービス業	盛岡市	R2.4.30～R5.4.29
95	株式会社　エムエスケー	総合建設業	久慈市	R2.5.18～R5.5.17
96	有限会社　木村塗装工業	建築塗装	奥州市	R2.5.20～R5.5.19
97	株式会社　山田酒店	飲食料品小売業	盛岡市	R2.5.28～R5.5.27
98	株式会社　いわて愛隣会	介護福祉サービス業	矢巾町	R2.6.4～R5.6.3
99	株式会社　明和土木	総合建設業	大船渡市	R2.6.4～R5.6.3
100	株式会社　テラ	建設業	遠野市	R2.6.15～R5.6.14
101	株式会社　瀧田屋	建設業	花巻市	R2.6.29～R5.6.28
102	株式会社　畑中組	建設業	岩泉町	R2.7.1～R5.6.30
103	佐藤建設株式会社	建設業	田野畑村	R2.7.7～R5.7.6
104	藤根建設株式会社	総合建設業	八幡平市	R2.7.13～R5.7.12
105	株式会社鈴健	建設業	奥州市	R2.7.13～R5.7.12
106	東北電設工業株式会社	電気工事業	北上市	R2.7.27～R5.7.26
107	株式会社真心デイサービス安寿	介護サービス業	北上市	R2.7.27～R5.7.26
108	岩手基礎工業株式会社	総合工事業	北上市	R2.8.11～R5.8.10
109	東北エンジニアリング株式会社	建設コンサルタント	盛岡市	R2.8.11～R5.8.10
110	株式会社　沼井建設	建設業	二戸市	R2.9.7～R5.9.6
111	有限会社　東北農林建設	建設業	盛岡市	R2.9.7～R5.9.6
112	株式会社　山友建設	建設業	一関市	R2.9.16～R5.9.15
113	株式会社C.KOMOREBI	介護サービス業	滝沢市	R2.10.12～R5.10.11
114	株式会社シー・エス・エス	通信機械器具製造業	奥州市	R2.10.12～R5.10.11
115	社会保険労務士法人ワイズコンサルタンツ	社会保険労務士	矢巾町	R2.10.14～R5.10.13
116	社会福祉法人尽誠会	介護事業、医療業	洋野町	R2.10.20～R5.10.19
117	株式会社仙北造園	外構工事、造園工事	盛岡市	R2.10.23～R5.10.22
118	東社産業株式会社	外構工事、土木工事、建材資材の販売	滝沢市	R2.11.4～R5.11.3
119	岩手建工株式会社	建設業	盛岡市	R2.11.4～R5.11.3
120	医療法人潤心会	歯科	矢巾町	R2.11.4～R5.11.3
121	株式会社コスギ盛岡	小売業	盛岡市	R2.11.4～R5.11.3
122	株式会社せいなん	物品賃貸業	盛岡市	R2.11.12 ～R5.11.11

No.	社名	業種（事業内容）	市町村	認証期間
123	株式会社横沢工業所	建設業	奥州市	R2.11.12～R5.11.11
124	昭栄建設株式会社	建設業	盛岡市	R2.11.12～R5.11.11
125	ムラタ株式会社	石油製品販売業	盛岡市	R2.11.27～R5.11.26
126	Sakura Management,LLC合同会社	飲食業	盛岡市	R2.11.27～R5.11.26
127	株式会社村田善三商店	就労支援業	盛岡市	R2.11.27～R5.11.26
128	千田工業株式会社	建設業	北上市	R2.11.27～R5.11.26
129	株式会社　プラスアルファ	介護サービス業	花巻市	R 2.12.7～R 5.12.6
130	理美容室es	理美容業	岩手町	R 2.12.7～R 5.12.6
131	巴染工株式会社	染色業	盛岡市	R 2.12.7～R 5.12.6
132	株式会社馬場園芸	農業	二戸市	R 2.12.7～R 5.12.6
133	ちだ税務会計	税理士事務所	奥州市	R 2.12.7～R 5.12.6
134	株式会社　クイック	理美容業	宮古市	R 2.12.7～R 5.12.6
135	オートグラス岩手株式会社	自動車のガラス販売・修理	盛岡市	R 2.12.7～R 5.12.6
136	特定非営利活動法人ハーツ生活支援	訪問介護事業	盛岡市	R 2.12.7～R 5.12.6
137	株式会社　花月堂	卸小売業	盛岡市	R 2.12.7～R 5.12.6
138	株式会社　菊地建設	建設業	宮古市	R 2.12.7～R 5.12.6
139	内舘歯科医院	歯科	山田町	R 2.12.7～R 5.12.6
140	信幸プロテック株式会社	管工事業	矢巾町	R 2.12.16～R 5.12.15
141	有限会社　上遠野工務店	建設業	葛巻町	R 2.12.25～R 5.12.24
142	内沢建設有限会社	建設業	二戸市	R 2.12.25～R 5.12.24
143	株式会社十人十色	建設業	盛岡市	R 2.12.25～R 5.12.24
144	東日本機電開発株式会社	製造業	盛岡市	R 2.12.25～R 5.12.24
145	株式会社悳ＰＣＭ	建設コンサルタント業	盛岡市	R 2.12.25～R 5.12.24
146	杜陵テクノ株式会社	電気設備工事・建設整備工事　設計施工管理	矢巾町	R 2.12.25～R 5.12.24
147	株式会社那須工業	建設業	一関市	R 2.12.28～R 5.12.27
148	岩手ｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝ・ﾃｸﾉﾛｼﾞｰ株式会社	情報システム開発・販売	滝沢市	R 2.12.28～R 5.12.27
149	岩舘電気株式会社	電気設備工事業	盛岡市	R 2.12.28～R 5.12.27
150	松栄商事株式会社	複合サービス事業	盛岡市	R 2.12.28～R 5.12.27
151	株式会社佐藤組	建設業	岩泉町	R 2.12.28～R 5.12.27
152	遠野建設工業株式会社	建設業	遠野市	R3.1.18～R6.1.17
153	株式会社板宮建設	建設業	金ケ崎町	R3.1.18～R6.1.17
154	鈴木工材株式会社	建設業	一関市	R3.1.18～R6.1.17
155	有限会社髙橋重機	建設業	西和賀町	R3.1.22～R6.1.21

問い合わせ先

岩手県保健福祉部　子ども子育て支援室
次世代育成担当　電話　019-629-5456
所管の広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境センター